

第4次芦屋市総合計画(原案)

－ 基本構想・前期基本計画 －

平成22年6月

芦 屋 市

目 次

基本構想

第4次芦屋市総合計画について.....	1
第1章 策定の背景.....	2
1-1 社会的背景 ～ 地方行政から地域主権へ ～	2
1-2 芦屋市の状況 ～ 変わりゆく芦屋～	4
1-3 芦屋市の人口推移と将来推計人口	7
1-4 芦屋市の財政状況.....	9
1-5 市民会議が芦屋の将来の姿を描く.....	10
第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿.....	12
2-1 芦屋の将来像	12
2-2 6つの視点から見た将来像・10年後の姿	13
第3章 基本構想	19
3-1 市民会議からの提言を受けて施策へ展開	19
3-2 基本構想の実現に向けて大切にすること	26

前期基本計画

◇ 第4次芦屋市総合計画基本計画と本市の各施策分野における計画について	29
◇ 第4次芦屋市総合計画における基本計画と実施計画について	29

第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる..... 31

まちづくりの目標 1 一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる	32
まちづくりの目標 2 多様な文化・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている	35
まちづくりの目標 3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている	37
まちづくりの目標 4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている	39
まちづくりの目標 5 地域で安心して子育てができています	42

第2章 人々のつながりを安全と安心につなげる..... 45

まちづくりの目標 6 自分に合った方法で心身の良好な状態を維持して過ごしている	46
まちづくりの目標 7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられるまちぐるみの 支え合い・助け合いが進んでいる	48
まちづくりの目標 8 一人ひとりの意識やまちの雰囲気が暮らしの安全を支えている	51
まちづくりの目標 9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている	53

第3章 人々のまちを大切に作る心や暮らし方を まちなみにつなげる..... 55

まちづくりの目標 10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している	56
まちづくりの目標 11 清潔なまちで環境にやさしい暮らしが広がっている	58
まちづくりの目標 12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が移動しやすくなっている	60
まちづくりの目標 13 充実した都市の機能が快適な暮らしを支えている	63

第4章 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる..... 67

まちづくりの目標 14 信頼関係の下で市政が進行している	68
まちづくりの目標 15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている	70

基 本 構 想

第4次芦屋市総合計画について

昭和44年（1969年）に地方自治法が改正され、市町村に基本構想の策定が義務付けられました。全国の市町村ではこの条項に根拠を置いた総合計画が策定され、本市においてもこれまで三次にわたる総合計画を策定してきました。

地方自治法 第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

芦屋市総合計画（昭和46年度～昭和60年度）	昭和46年3月23日議決
芦屋市新総合計画（昭和61年度～平成12年度）	昭和60年12月19日議決
第3次芦屋市総合計画（平成13年度～平成22年度）	平成12年12月21日議決

平成22年（2010年）にこの市町村の基本構想策定の義務付けは廃止されますが、本市ではその時々、社会的背景や本市の総合的なまちづくりの方向性を明らかにするものとして総合計画の必要性を重視し、引き続き次期計画を策定することにしました。

【計画の役割】

○ まちづくりの指針

市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針とします。

○ 行政運営の指針

市の長期にわたる総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。

○ 国・県等との相互調整の指針

国・県等が広域的計画の策定や事務事業を行うに当たって、市の将来像やまちづくりの目標等が尊重され、相互調整を図るための指針とします。

【計画の構成と期間】

○ 基本構想

市のまちづくりの最高理念であり、目指すべきまちの将来の姿を描き、その実現に向けての施策を行うための基本的な考え方や方針を明らかにするものです。

基本構想の期間は10年とし、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

○ 基本計画

基本構想を実現するために必要な施策を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするものです。

基本計画の期間は前期5年、後期5年とし、前期を平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）まで、後期を平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

○ 実施計画

基本計画に定められた施策を効率的に実施するための、財源の裏付けを伴う具体的な事務事業の計画として毎年度の予算編成の指針とするものです。

実施計画の期間は3年とし、1年を経過するごとに検討を加え、更に3年間の計画として策定します。

第1章 策定の背景

1-1 社会的背景 ～ 地方行政から地域主権へ ～

(1) 行政に求められる守備範囲の拡大

少子高齢化の進行や家族構成の変化，地域社会でのつながりの希薄化などに伴い，従来は家庭などで対応されてきた保育や介護などのニーズが一層強くなり，公共サービスの充実が求められるようになりました。

また，社会資本整備の拡大による維持管理業務の増大や価値観の多様化に伴う様々な課題への対応，多様化する犯罪や頻発する自然災害への対応など行政に求められる守備範囲は広がり，需要は増大し続けています。

(2) 限りある行政経営資源

求められる行政需要が増える一方で，世界的な景気変動の影響で税収入も不安定となり，今後の見込みも立ちにくい状況が続いています。

また，少子高齢化による人口減少は，高齢者が増大することによる福祉などの行政需要やそれに伴う財政需要を高めるとともに，生産年齢人口の減少によって財政負担能力も低下することが予想されます。

(3) 地方行政の肥大化と地域住民による課題解決意欲低下の懸念

このように，行政に求められるサービス提供の量は増大だけでなく多様化・高度化していますが，行政だけで全てを担っていくことは量的にも質的にも限界があり，地方公共団体にとっては出口の見えない疲労感や閉塞感を感じざるを得ない状況となっています。

また，行政のみで何にでも対応していくことは行政の肥大化を招くことに加え，地域の課題を住民が協力して解決する意欲や連帯感を低下させるということも大きな懸念であると考えられています。

(4) 国と地方の役割と関係の見直し

このような時代潮流の中で，国と地方の役割と関係も見直されています。

平成12年（2000年）4月に施行されたいわゆる地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）以降，平成19年（2007年）4月に施行された地方分権改革推進法，さらに平成21年（2009年）12月の地方分権改革推進計画によって，国と地方の関係が上下の関係から対等の立場で対話できる新たな関係へと着実に進んできています。

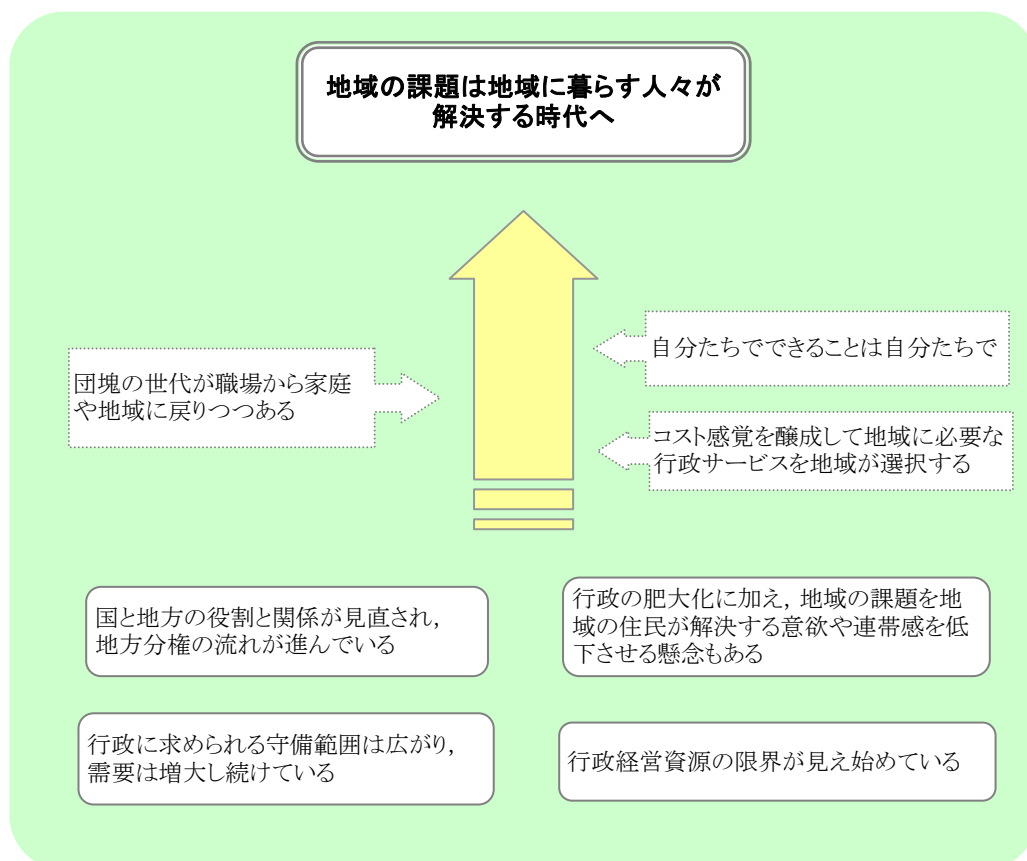
このことから，地方公共団体，特に市町村は，これまでの国の指揮監督のもとに進めてきた様々な行政サービスを，住民に最も身近な基礎自治体として自らの責任と判断で地域の実情に応じて主体的に対応していくことが，今後，さらに求められることとなります。

(5) 地域の課題は地域に暮らす人々が解決する時代へ

行政として必要なサービスは提供していかなければなりません。行政がサービスを提供するのではなく、市民が自分たちでできることは自分たちです。これに加え、地域に必要な行政サービスを地域が選択してまちの個性を發揮していくことが地域主権へとつながっていきます。

また、団塊の世代が職場から引退して地域や家庭に戻りつつあり、この世代の人々にいかにより地域の力として活躍していただけるかが今後の地域づくりへの鍵ともなっています。

このように、個性と活力に満ちた地域を形成していくことは行政の力だけでできるものではないことがはっきりしてきており、地域の課題は地域に暮らす人々が解決する時代への大きな転換期を迎えていると言えます。



1-2 芦屋市の状況 ～変わりゆく芦屋～

(1) まちなみの変化

本市では、昭和 40 年代から地価の上昇や相続の困難さなどから敷地の大きな住宅がマンション用地として供給され、震災後もその状況が加速し、企業の社宅や寮であった土地もマンション用地となり、低層住宅が中層の集合住宅へ変化し、それとともに人口が膨れ上がってきました。かつての芦屋の特徴であった庭園に豊富な緑をたたえた「お屋敷まち」「大きな邸宅が多いまち」というまちなみは、時代の流れとともにその姿が変わりつつあります。

(2) 人々のつながりの変化

芦屋ではまちなみの変化だけでなく、人々のつながりも変わってきました。

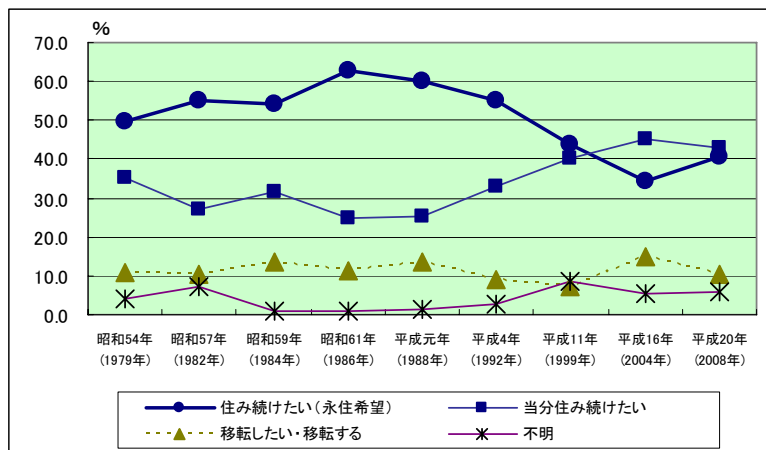
家族構成やライフスタイルの変化、価値観の多様化に伴い、個人の生活にしか関心を持たない暮らし方や自治会などの地縁的な組織への参加意識の低下など、人々と地域のつながりが希薄化し、そのことが芦屋のまちへの愛着を弱め、地域でのまちをきれいにする活動や、支え合い、助け合いによる暮らしの安心を弱めていると考えられます。

(3) 永住希望の減少

昭和 54 年（1979 年）以降の市民へのアンケート調査から、本市に『住み続けることへの意向』の経年変化を見ると、平成 4 年（1992 年）頃までは「住み続けたい（永住希望）」人が 50%以上を占めていましたが、阪神・淡路大震災以降では減少し、平成 11 年（1999 年）から平成 16 年（2004 年）では「当分住み続けたい」と同程度若しくは逆転となり、平成 20 年（2008 年）の調査ではやや回復しています。

他の都市部との比較ができないため、都市部の特徴的なことなのか本市だけの現象なのかが判断できませんが、少なくとも芦屋に暮らす人々の住むところに対する意識の変化があるのではないかと考えられます。

しかし、「住み続けたい（永住希望）」人と「当分住み続けたい」人を合わせると 8 割の人が住み続けたいと考えており、このことから住宅都市としての芦屋の魅力を向上していく必要があると言えます。



資料：芦屋市世論調査（昭和 54 年度，昭和 57 年 10 月，昭和 59 年 7 月，昭和 61 年 1 月，平成 2 年 3 月，平成 5 年 1 月），市民アンケート調査結果報告書（平成 11 年 12 月，平成 17 年 4 月，平成 21 年 3 月）

(4) 地域活動への参加意欲の低下

平成11年（1999年）、平成16年（2004年）及び平成20年（2008年）の市民アンケート調査における地域活動への参加意識の変遷を見ると、それぞれの調査ごとに質問項目が一致していないため単純な経年比較はできないものの、「地域活動に参加したくない」人の割合がこの10年間で大幅に増加しています。

一方で5割を超える人が地域活動への参加意欲を持っており、このことから特に現在参加していない人達を参加へとつなげることが課題となっていると言えます。

平成11年(1999年)調査		平成16年(2004年)調査		平成20年(2008年)調査	
積極的に参加する	3.5%	現在、参加している	9.5%	現在、参加しており、今後も参加したい	13.5%
内容しだいで参加する	68.6%	以前、参加したことがあり、今後も参加したい	17.6%	以前、参加したことがあり、今後も参加したい	13.6%
周囲の人がするなら参加する	4.2%	これまで参加したことがないが、今後は参加したい	31.8%	これまで参加したことがないが、今後は参加したい	26.6%
参加したくない	8.0%	以前、参加したことがあるが、今後は参加したくない	7.8%	現在、参加しているが、今後は参加したくない	1.4%
		これまで参加したことがなく、今後も参加したくない	28.0%	以前、参加したことがあるが、今後は参加したくない	8.3%
わからない	11.3%	その他	2.6%	—	—
無回答	4.4%	無回答	2.7%	無回答	2.1%

資料：市民アンケート調査結果報告書（平成11年12月、平成17年4月、平成21年3月）

(5) 住み心地

現在住んでいる地域の『住み心地』を尋ねたところ、全体の8割以上9割近くまでの方が「非常に住みよい」、「どちらかといえば住みよい」と答えています。

	平成11年 (1999年)	平成16年 (2004年)	平成20年 (2008年)
非常に住みよい	26.8%	39.1%	38.3%
どちらかといえば住みよい	56.7%	49.1%	50.4%
どちらかといえば住みにくい	4.7%	6.4%	4.1%
非常に住みにくい	0.8%	1.6%	0.9%
わからない	1.6%	1.2%	1.4%
無回答	9.5%	2.6%	4.9%

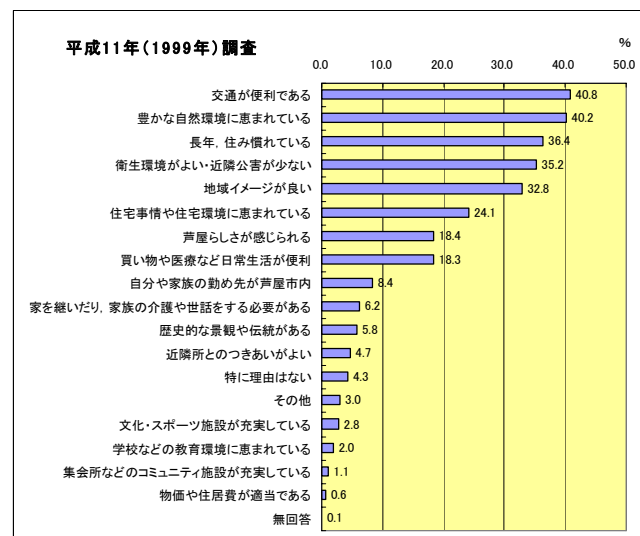
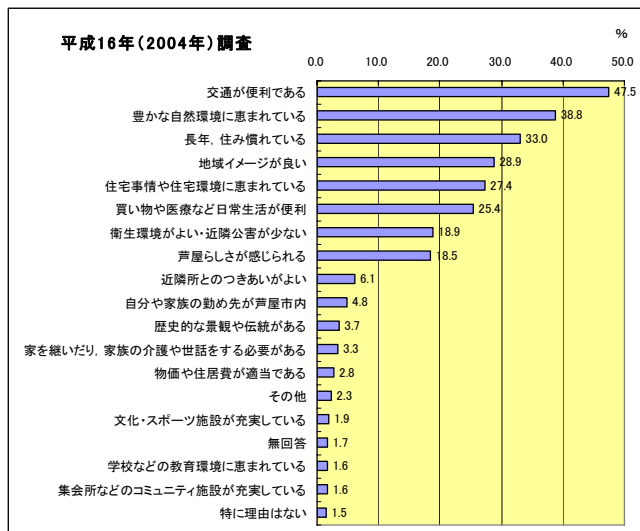
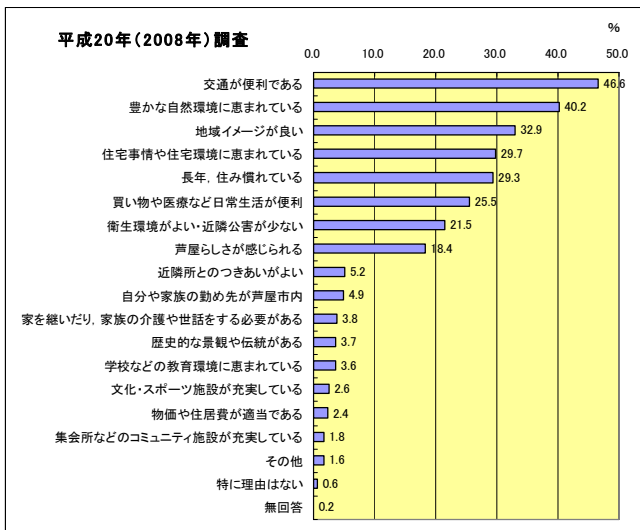
資料：市民アンケート調査結果報告書（平成11年12月、平成17年4月、平成21年3月）

(6) 住み続けたい理由

また、『住み続けたい理由』として3つの理由を選んでもらったところ、「交通が便利である」、「豊かな自然環境に恵まれている」が常に1位、2位にあり、本市の立地条件の良さが理由となっていることが鮮明となっています。

続いて、「地域イメージが良い」、「住宅事情や住宅環境に恵まれている」、「長年住み慣れている」、「衛生環境がよい・近隣公害が少ない」、「買い物や医療など日常生活が便利」、「芦屋らしさを感じられる」となっています。

このことから、自然環境を生かし、清潔で美しく、生活の利便性も重視した住み続けられるまちづくりが求められていると言えます。



資料：市民アンケート調査結果報告書（平成11年12月，平成17年4月，平成21年3月）

1-3 芦屋市の人口推移と将来推計人口

※いずれの人口も10月1日現在の状況

(1) 人口推移

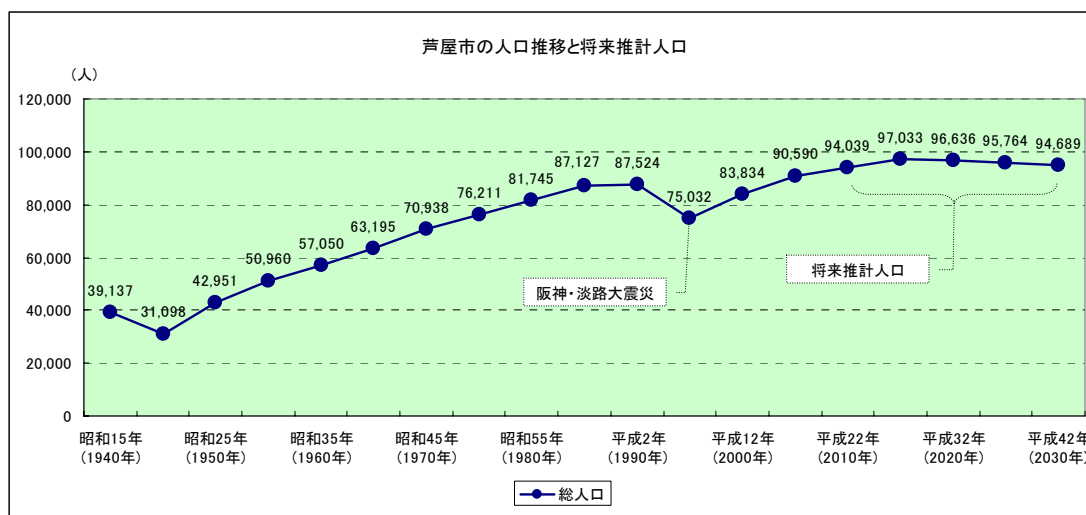
本市の人口推移は、昭和15年（1940年）の市制施行以来、終戦直後は落ち込んだものの戦後復興から高度経済成長時期まで確実に増加の一途をたどって来ましたが、昭和の終わりごろから平成の初め（1980年代から1990年代）にかけて徐々に減少に転じてきていたところ、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災によって人口が75,032人にまで激減しました。

その後、震災復興の市街地整備や住宅整備、住宅開発によって人口は着実に増加し、平成14年（2002年）には震災前の人口まで回復しましたが、平成16年（2004年）以降は人口増加率が低下して緩やかな増加傾向となり、平成21年（2009年）では93,305人となっています。

(2) 将来推計人口

平成17年（2005年）の国勢調査を基準に将来人口を推計したところ、平成17年（2005年）から微増を続けますが、平成27年（2015年）の97,033人をピークにその後は減少傾向に転じると予測されます。

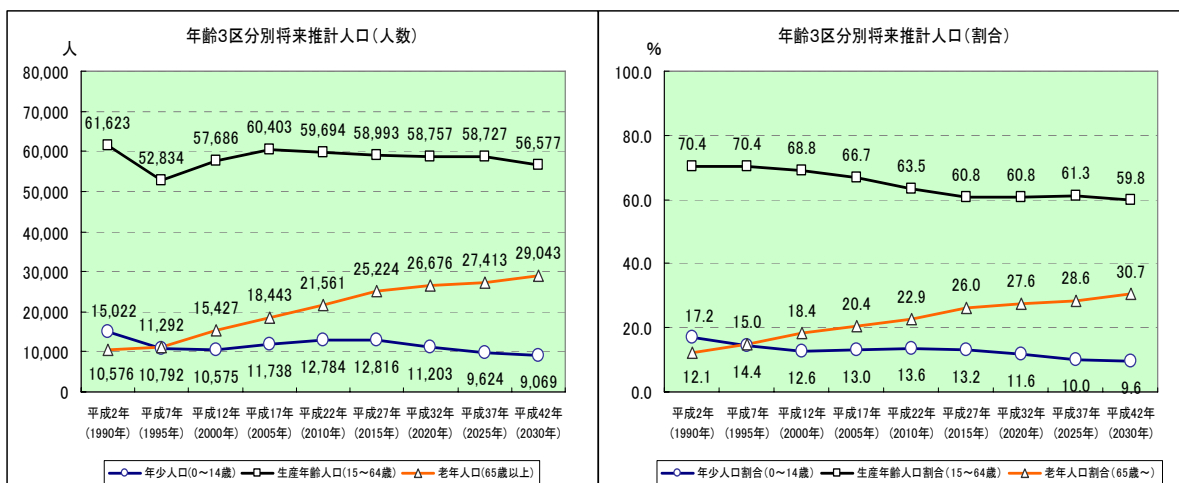
全国的な人口減少時代の流れは、本市においても現れています。



資料：芦屋市将来人口推計報告書（平成22年3月）

(3) 年齢3区分別の将来推計人口

将来推計人口の年齢構成を見ると、年少人口（0～14歳）は、平成17年（2005年）から微増傾向で推移しますが、平成27年（2015年）をピークにその後は減少傾向に転じます。生産年齢人口（15～64歳）は、平成17年（2005年）から減少傾向となり、老年人口（65歳～）は、増加傾向で推移します。



資料：芦屋市将来人口推計報告書（平成22年3月）

このように、本市でも全国的な傾向と同様に人口減少への転換、超高齢社会が目前となっています。

また、市内でも地区によって人口減少や高齢化の進む程度が違ってきており、既に人口が減少し始めている地区や、まだしばらくは増加傾向にある地区もあり、市域全体だけでなく地区ごとの人口動向や年齢構成にも注視していく必要があります。

1-4 芦屋市の財政状況

(1) 重くのしかかる市債の償還

震災からの復旧・復興事業等のために発行した市債の償還（公債費）が財政を圧迫しており、一時のピークは過ぎたものの、年間の公債費は平成 20 年度一般会計の決算で約 108 億円にも上り、公債費比率は 29.8%で全国の都市で最も悪い状況です。今後、公債費は徐々に減少するものの、本市の財政規模からは高い水準が続くため、厳しい財政運営が続きます。

(2) 対応が必要な行政需要の増大

高齢化等の影響を受けて、生活保護費や介護等の保険事業費などの社会保障経費が増加傾向にあります。また、懸案事項である新規の公共事業や公共施設の老朽化対策等については、その実施の可否、優先性及び財源など、検討すべき課題が山積しています。

(3) 減少する市税収入

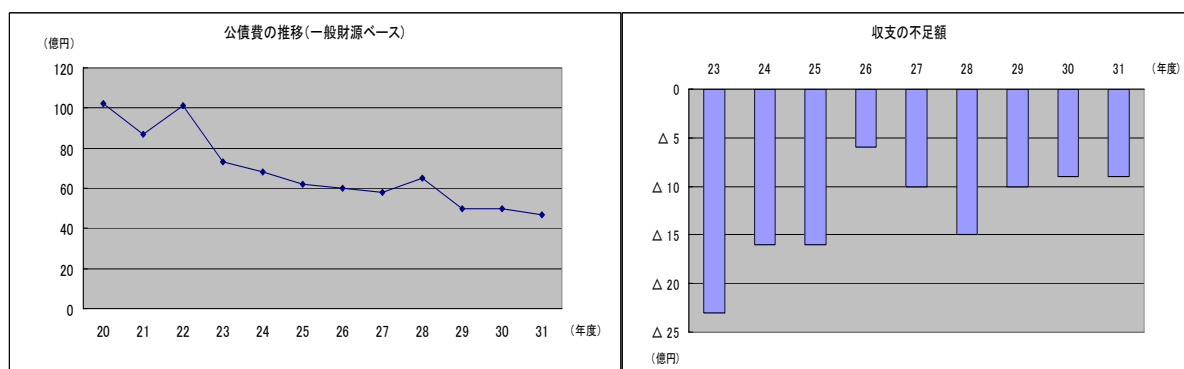
歳入では、平成 19 年度（2007 年度）から個人市民税の税率が一律に 6%となったことが、高額所得者の割合が高い本市にとっては大幅な減収となった上に、景気悪化の影響により個人市民税がさらに落ち込んでいます。

今後、高齢化の進展により、人口に対する生産年齢人口の割合が低下することから、市税収入の大幅な増収を見込むことは難しくなっています。

(4) 迫られる財政収支構造の転換

本市の財政収支は、公債費負担が着実に減少し、収支不足の改善が見られるものの依然として毎年発生する財源不足に対して、これまで蓄えてきた基金を取り崩して賄っていかざるを得ないのが実情です。

次世代に負担を残さないよう着実な市債の償還を進めるとともに、将来的に市債残高が震災前の状態に戻った場合でも市税収入の大幅な増収は見込まれないことと増加する社会保障費への対応などから、歳入に見合った歳出となるよう財政収支構造を根本から転換することが迫られています。



資料：長期財政収支見込み（平成 20 年度から平成 31 年度まで）（平成 22 年 2 月）

1-5 市民会議が芦屋の将来の姿を描く

(1) 芦屋の魅力を高めてまちへの愛着を深めるとき

市民アンケート調査の結果からは、「芦屋に永住を希望」する人の割合が減少し、地域活動への参加意欲も低下していますが、一方では8割以上の方が「住み心地がいい」と感じています。また、恵まれた自然環境や交通の便利さなどの立地条件に加え、清潔で美しく、生活の利便性が芦屋に住み続けたい理由となっています。

このことから、芦屋の魅力を高めるためには、住宅都市としての機能や付加価値を高めていく必要があります。

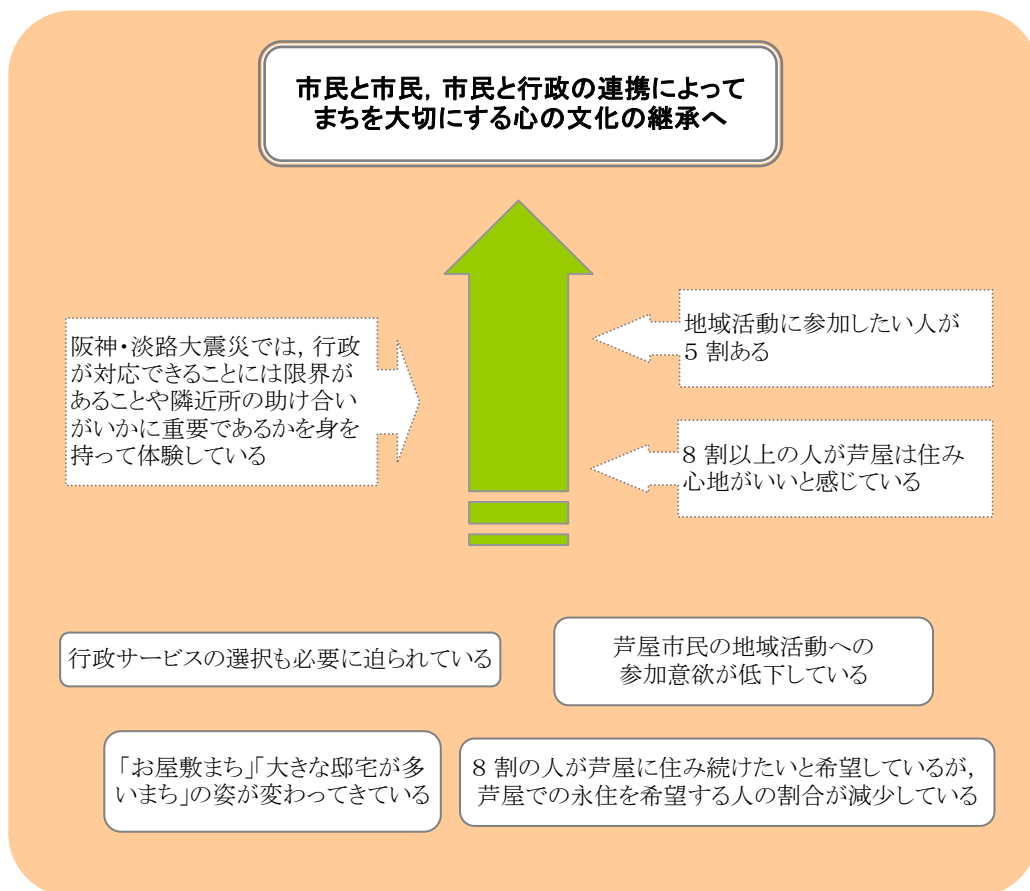
芦屋の魅力は行政だけで高めることはできません。市の財政状況も決して楽観できるものではなく、行政サービスについて何をどこまでやるかをさらに選択していかなければならない時になっています。また、平成7年（1995年）に発生した阪神・淡路大震災では、本市は市全域に及ぶ被害を受け、行政が対応できることには限界があることや、隣近所の助け合いがいかに重要であるか身を持って体験してきています。

市民一人ひとりがまちを大切に作る心や芦屋に暮らすことに誇りを持ち、まちの魅力を高めるために考え、行動することでまちへの愛着となってまちの雰囲気を作り上げていきます。市民と市民、市民と行政の連携によってまちを大切に作る心の文化を継承していかなければならない時に来ています。

(2) 市民会議で芦屋の将来の姿を検討

地方行政から地域主権への社会潮流や、本市の状況を踏まえ、芦屋の魅力を高めてまちへの愛着を深めるためには、市民自らがどのようなまちにしたいのかを考える必要があります。

このことから、今後10年間のまちづくりの基本的な方向を示す第4次芦屋市総合計画では、公募市民による市民会議でまちの将来の姿を描いていただくことになりました。



第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿

平成21年（2009年）5月から12月までの7か月間、47人の公募委員による市民会議を設置し、6つの部会に分かれて延べ61回もの話し合いを積み重ね、基本構想素案として提言をいただきました。

第4次芦屋市総合計画では、この提言を尊重し、芦屋の将来の姿として引き継いでいます。

2-1 芦屋の将来像

※「第4次芦屋市総合計画基本構想素案」（平成21年12月）第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議 から

自然とみどりの中で絆^{きずな}を育^{はぐく}み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

芦屋のまちのスタイルである“暮らし”を礎に、市民の交流から生み出される新たな暮らしを文化にとらえ、まちの魅力につなげていく“暮らし文化”を基軸に据え、山・川・海の恵まれた自然とまちなかの身近な“みどり”の中で、人と人、自然と人との絆（きずな）をはぐくみ、その絆（きずな）で“暮らし文化”を創造し、発信するまちを芦屋の将来像とします。

※市民会議での芦屋国際文化住宅都市建設法についての意見

- ・当時は「都市」を目指していたが、今は「まち」のほうがイメージと合っていて、やわらかい感じがする。
- ・現在では、「国際」や「文化」は芦屋だけのことではないので、総合計画に残す必要がないのではないかな。
- ・「国際文化住宅都市」は芦屋を特徴付けた良い意味での遺産なので、残しておくべきではないかな。

【芦屋の将来像と6つの視点から見た将来像】

芦屋の将来像

自然とみどりの中で絆（きずな）を育（はぐく）み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

安全安心

「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

保健医療福祉

すべての市民が生涯安心して、生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち

次世代育成

麗しの箱庭で 育ち育てる「市民家族」

市民活動

みんなでつなごう芦屋の笑顔～花と緑 山と海 知性と教養 国際文化住宅都市～

まちづくり

自然と緑を大切にす「心の文化」を育み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

行政

市民との信頼関係でつくりあげる新しい行政

2-2 6つの視点から見た将来像・10年後の姿

※「第4次芦屋市総合計画基本構想素案」（平成21年12月）第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議 から

(1) 安全安心の視点から見た将来像・10年後の姿

「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

私たちの日常生活における不安要素は、自然災害の激化や凶悪犯罪の発生、交通事故などを背景に増加しています。また、地球温暖化や自然環境の保全など環境への意識も高まっており、今まで以上に安全で安心な、人にも環境にもやさしいまちが求められています。

このような安全安心に対する課題の多様化に対しては、災害や犯罪を防ぐ環境づくりなどももちろん必要ですが、市民が課題を共有し、お互いに助け合うことも不可欠です。そこでまずは、あいさつなどの「声のかけあい」を市民みんなが始め、お互いに助け合う力を育（はぐく）んでいくことが必要です。そして、その上で災害や犯罪から市民が身を守れるような取組や、交通マナーが改善されるような取組を行い、芦屋市をみんなが安全安心に一生住み続けられるまちにしていかなければなりません。

安全安心

「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

(1-1) 非常時にみんながパニックなく行動できるようになっている

－防災－ 情報の集め方、伝達の仕方、共有の仕方を市民と行政が共に話し合う 災害時に地域の資源や設備を市民が有効に活用できる

(1-2) すべての市民が犯罪から身を守る方法を知っており、犯罪を予防できる環境も整っている

－防犯－ 暗い道に街灯を整備して安全な都市空間に 市民自ら身を守る力をつける 犯罪発生状況の情報の迅速な提供と共有化

(1-3) すべての市民が安心して道を歩けるよう、良識ある芦屋になっている

－交通安全－ 交通マナー教育 マナー違反には市民がお互いに注意する マナー違反自体に気づかせる取組

(1-4) すべての市民が安心かつ快適に暮らせる環境が整っている

－生活環境－ 緑や都市環境などの安全安心の基礎を守る 新たに出てくるであろう脅威への対応準備

(1-5) 市民がお互いに「声のかけあい」をできるようになり、助け合うことができるようになっている

－基礎：マナー礼節－ マナーの低下は安全安心を脅かす 「あいさつ」から地域デビューやお互いの助け合いへ

(2) 保健医療福祉の視点から見た将来像・10年後の姿

すべての市民が生涯安心して生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち

芦屋市の将来人口は、他の都市と比べると大きな減少傾向にはなりません、高齢化は着実に進んでいくことが予想されています。

ますます進んでいく少子高齢社会の中にあつて、誰もが「生涯安心して暮らせる」ことを求めています。乳幼児からお年寄りまでのあらゆる年代の人、障がいのある人や闘病中の人、仕事がない人、生活が苦しい人、外国籍の人、そして今は健康であり不安のない生活を送っている人など、誰もが「生きがいを感じて心豊かに」生活したいと望んでいます。

そこで、第4次芦屋市総合計画における保健医療福祉分野が目指すべきまちの姿を「すべての市民が生涯安心して生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち」を掲げ、その実現を目指します。

保健医療福祉

すべての市民が生涯安心して、生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち

(2-1) 近隣のつながりを取り戻して支えあいの地域力が高まっています

—支えあいの地域力を高める— 近隣の顔が見える人々のつながりを取り戻して支えあいの地域力を高める 市民主権の情報交換の場づくり 市民が中心となる取組を全市に広げる

(2-2) 市民力を中心にしてまちぐるみの保健医療福祉ネットワークができています

—まちぐるみの保健医療福祉ネットワークづくり— バラバラの情報を集約して縦割りのサービスをつなげる 行政組織間の連携や市民ニーズに基づく総合的なサービス提供 利用しやすいサービスのための身近な相談場所 専門職によるサービスの連携

(2-3) 安心して住み続けることを支える拠点がつくられています

—福祉拠点の整備— 可能な限り地域で生活が続けられるための地域密着型の短期入所や高齢者や障がい者の入所施設 市民に支えられて芦屋病院が再生して地域医療の中核となる

(2-4) 健やかで心豊かな日々を過ごせる健康づくりに取り組んでいます

—心豊かな日々を実現する健康づくり— 健康づくりに活用できる空間として公園や遊歩道をなどに身近な環境を整備 市民の健康づくりの輪 健康づくりの情報の一体的提供

(2-5) 誰にもやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが進められています

—ユニバーサルデザインのまちづくり— 高齢者や障がい者をはじめとして誰にとっても優しく安全な移動空間の確保 移動に制約のある人への支援 マイカーから徒歩・自転車・公共交通機関の利用へ

(3) 次世代育成の視点から見た将来像・10年後の姿

麗しの箱庭芦屋で 育ち育てる「市民家族」

芦屋市は、広域的には大阪や神戸方面、市内では東西方向の交通利便性が高いまちです。また、南北方向のつながりは弱いものの、山と海と川に囲まれコンパクトで整ったイメージがあり、自然とふれながら安心して子育てができるまちです。さらに、市民は芸術に理解があり、文化イベントも多く、子どもにとっても文化的な環境が豊かなまちです。しかし、近年、祭りなどにおいて地域での世代間のつながりが希薄化してきています。そのため、各世代のつながりや多様な知恵を活(い)かした、安心で質の高い子育て環境づくりが望まれます。

就学前や学校教育については、一般に高い水準にあり、小学校では独自性のある教育内容が進められています。特に、自分について考えたり、体験したりする教育を進めるなど、勤労観・職業観と自分の将来を設計できる力につながる教育は、小学校高学年から実施されています。しかし、卒業後自分の将来像や得意分野を見つけられない若者もでてきている状況もあり、さらにそのキャリア教育を推進していくことが求められます。

今後は、身近で親しみの持てる美しい海、山、川の自然で彩られる箱庭のような芦屋で、家族のように気づかい助け合いながら子ども達を家庭・地域・学校で育(はぐく)み、市民自らも成長して次世代に受け継いでいくまちを目指します。

次世代育成

麗しの箱庭で 育ち育てる「市民家族」

(3-1) 芦屋の子育て環境には、さまざまな立場の家庭がいつでも気軽に利用できる場があります

－子育てするには芦屋がお得－ 地域の中に情報提供や交換ができる気軽に立ち寄れる場 芦屋での子育てはお得といわれる行政の子育て支援策

(3-2) 子どもに「自ら夢を抱き、実現するために必要な広い意味での能力」をつけ、一般社会に適応できる「社会性」も育(はぐく)んでいます

－人を育てる－ 制度・体制・施設環境や教育内容の一層の充実 教員の指導力の向上 地域特性を生かした取組(学校と地域の協働) 財政面の限界については学校と保護者双方で協力して対応 自分の目標とする将来像や得意分野を見つけられる取組 子どもたちが社会の一員であるという自覚を持って役割分担を認識し、誇りを持って生活して行ける「生きる力」を身につける

(3-3) 参加型市民が、国際性が豊かで芸術、伝統、スポーツ等の特色ある文化活動をしています

－ハイソサエティーな文化－ 子どもたちが身近に外国人や国外生活経験者が存在する多文化共生の環境 芦屋の自然、伝統、芸術、スポーツなどに深い関心を持ちながら育って行ける 子ども頃から豊かな文化的雰囲気の中で人格形成や伝統の継承を大切にする取組

(3-4) コンパクトで自然に親しめる芦屋のまちの特性を活(い)かし、安心で魅力的な環境の維持、活用を進めています

－わが麗しの箱庭 芦屋－ 多様な都市機能が揃うコンパクトなまちの特徴を活用 子どもたちが自然と触れ合える環境と機会が豊富にあること 南北交通の利便性の向上

(3-5) 同世代(横のつながり)、異世代(縦のつながり)の多様なつながりを活(い)かした、ボランティアやコミュニティ活動が進んでいます

－手を携える成長するまち－ 広範な世代の市民が多様な知恵を生かした安心で質の高い子育て環境づくり 経験豊かな高齢者の意見や力を容易に借りることができる地域社会づくり きめ細かな社会教育 家庭教育に対する子育て支援の基盤形成

(4) 市民活動の視点から見た将来像・10年後の姿

みんなでつなごう芦屋の笑顔 花と緑 山と海 知性と教養 国際文化住宅都市

芦屋市は北に山を抱き、南には海が広がり、花と緑に囲まれた美しいまちです。また交通の利便性もあり、住民意識も高い暮らしやすいまちです。

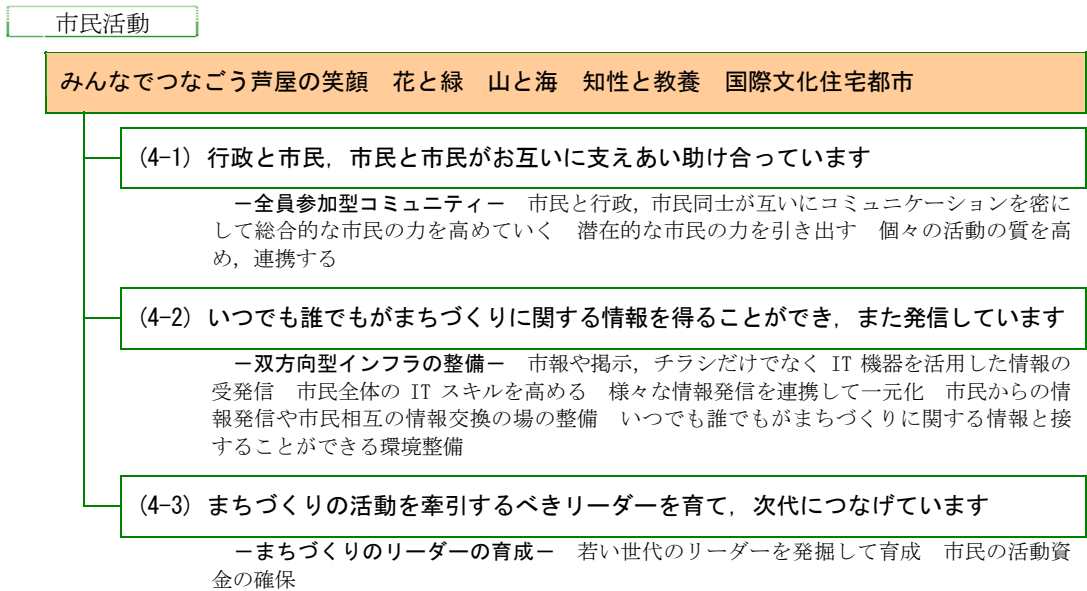
市民としての自覚やマナー意識も高く、ボランティア活動や文化活動、季節のお祭りなどの活動も活発に行われており、多数の市民が参加しています。

しかし、時代の変化と共にマナーの低下やご近所付き合いの減少なども見られます。また仕事や子育てや介護などさまざまな事情により、ボランティア活動や地域コミュニティなどに参加したいという意向を持ちながら、参加できない人や参加のきっかけを掴めずにいる人たちもいます。

また、地方分権化や創造性と個性化社会に向けて、市民が主役で地域力を高めることにより、安全で安心な豊かな社会づくりが求められています。

こうした課題を解消し、より住みやすい芦屋のまちをつくるためには、市民による主体的な活動が不可欠となってきます。

今後は芦屋市民一人ひとりがこのまちをつくっていくという意識を高め、市民が主体となって考え、行動するまちづくりを推進していきます。また、いつでも誰でもが情報を共有し、気軽に参加でき、人と人が尊重し合いながら関わりあえる笑顔のあふれるまちづくりを目指し、市民による自発的な社会活動が行われる新たな時代を市民と行政が協働してつくっていきます。



(5) まちづくりの視点から見た将来像・10年後の姿

自然と緑を大切に「心の文化」を育(はぐく)み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

芦屋市は、阪神間モダニズムを代表する憧れの住宅都市として発展してきました。しかし、時代の変化とともに、わがまちの多くのお屋敷の緑が消滅し、ステイタスシンボルとして地域をリードしてきた特徴が失われつつあります。再び、六甲山を背景とする自然の豊かさを取り戻し、芦屋市民の発信力を創造することが求められています。

このためには、市民が主体で、芦屋らしく、まちなかの資源を活(い)かし、そして地域が輝くことが重要になります。着目すべき資源は、「水・緑の自然」と「市民の活動」です。

まず緑の回復は、六甲山と芦屋川、宮川の水と緑を生かし、自然環境を力強く生き返らせ、道路など骨格となる緑の都市軸を都市景観として繋げることで、芦屋の‘四季’を感じ、街中が‘お庭になる’ことを目指します。まちイメージの新たな創造と発展が目標となります。

次に、生活している市民の知性と品格と創造性を最大限に活(い)かすことが大切です。このため、一流の文化とレベルをもった市民が表現する‘場’や、サロンのような‘交流’の機会を備えるとともに、地域が主体的にまちづくりに取り組み、市民がいきいきと芦屋の歴史を語り伝えるわがまち意識の醸成が求められます。これらの活動をとおして心の文化を育(はぐく)み、伝えていくことが、国際文化住宅都市 芦屋のまちづくりの目標となります。

まちづくり

自然と緑を大切に「心の文化」を育(はぐく)み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

(5-1) みどり豊かなまちの骨格が彩られ風情が息づいています

－水と緑を六甲につなぐ－ 芦屋川や宮川の緑、主要な道路の緑化、駅に降りたら緑がある 景観や防災から山ろく開発のコントロール 子どもや市民による植樹で緑を大切にす
「心の文化」を育(はぐく)む

(5-2) 自然と共生しまち全体が庭園のような住宅地となっています

－まちを四季のお庭に－ 自然と共生する住宅地づくり 国際文化住宅都市としてふさわしいまち 世界の人々がまちなみの見学に訪れるまち

(5-3) 市民の活動が息づき芸術文化がまちに溢れています

－やさしいまちを知性で遊ぼう－ 市民一人ひとりの才能が十分発揮できる 表現する場を遊びながら世界の一流に触れられる 様々な市民と市民の活動を連携させてネットワーク化 既存の公共施設や街角スペースの改良 市民の自宅なども活用する仕組み

(5-4) 心豊かでやさしい地域育が進んでいます

－それぞれの地域が個性化したまち－ 市民の支え合いやふるさととしての一体感を共有して共に活動 まちづくりの学習・実践から主体的なまちの運営を通して新しい地縁づくり 情報交換の場、それぞれの地区で個性が輝くハイブリットなまち

(5-5) 安全・安心の共助がいきわたっています

－市民が支えるセーフティーネット－ 市民の安心・安全の確保 緑の復活、歩いて生活できる日常生活のサービス機能 駅前広場や自転車置き場の確保とバリアフリー

(6) 行政の視点から見た将来像・10年後の姿

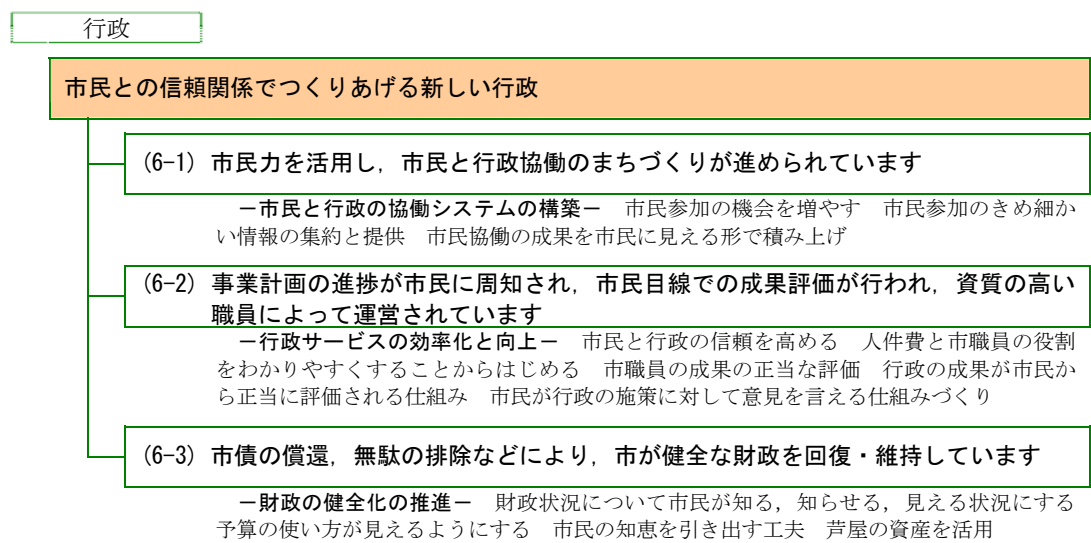
市民との信頼関係でつくりあげる新しい行政(協働のまちづくり)

これまで、芦屋市は国際性と文化性あふれる住宅都市として、住む人が誇りを持てるまちづくりを実践し、比較的高い市民生活満足度を実現してきました。しかし今後は、地方分権化が進む中で、少子高齢化、経済成長の鈍化、地球環境浄化、ボーダレス化、ライフスタイルの変化など社会の成熟化に伴い顕在化する様々な課題にも対応できる、自立した地方行政が求められます。芦屋市は市民と協働してこれらの課題を達成し、やすらぎを満喫して楽しく生活できる魅力ある街の実現を目指します。

このため、これまでの行政主導のまちづくりを改め、市民と行政の協働、市民目線による事業評価、より開かれた行政を通じて、市民、行政お互いの信頼関係を築き、市民、地域組織、市民活動団体、事業者など多様な主体が担う「新しい公」を基盤としたまちづくりを進める必要があります。職員一人ひとり、市民一人ひとりの顔の見える行政が、芦屋市のまちづくりをより高いレベルで結実させるキーとなります。

また、市民目線で作られた計画を、市民目線で進捗管理することが重要であり、そのためには、計画の達成度を確認する指標と目標値を設定し、定期的に指標を確認するとともに、指標の改善が見られない計画については、見直しを行うという PDCA サイクルを構築していきます。

さらに、市財政については、平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災の復興による多額の市債は、市民、行政の努力により大幅に改善されつつありますが、一刻も早く償還し、財政を健全化することが望まれます。そのためには、さらなる行政改革の推進により、行政のスリム化、無駄の排除を継続するとともに、芦屋市の資源の見直し、活用を行い、市民・行政の協調による知恵をしばった事業の計画推進を行います。



第3章 基本構想

市民会議からの提言を受け、市として今後 10 年間のまちづくりを行うための基本的な方針や様々な施策への展開、10 年間のまちづくりで大切にしたいことについて基本構想としてまとめました。

3-1 市民会議からの提言を受けて施策へ展開

(1) まちづくりの基本方針へ展開

市民会議から提言があった 10 年後の芦屋の姿の実現やまちづくりの課題に向けた施策を展開するため、施策間で共有すべきこととして次の 4 つをまちづくりの基本方針としました。

この基本方針は、市民会議が描いた芦屋の将来像である「自然とみどりの中で絆（きずな）を育（はぐく）み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」から、「絆（きずな）」を「人と人とのつながり」、「人とまちとのつながり」、「市民と行政のつながり」ととらえ、それをまちづくりの基本方針における重要な要素とし、「絆（きずな）」のための基盤や環境を整備していきます。

1 人と人がつながって新しい世代につなげる

人々の主体的な活動や幅広い世代の交流を活発にし、絆（きずな）を深め、お互いに刺激しあうことで育ち育てられながら世代をつないでいく。

2 人々のつながりを安全と安心につなげる

日頃のあいさつから何かあった時に声を掛け合うつきあいとなり、助け合い、支え合うことで地域での暮らしの安全や安心へとつないでいく。

3 人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる

人々のまちを大切に作る心を育て、活動につなげて暮らし方を表現することでまちなみへとつないでいく。

4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

市民と市が目標を共有し、それぞれの役割を担うことで芦屋のまちづくりにつないでいく。

(2) まちづくりの目標へ展開

市民会議で描いた 6 つの視点から見た将来像と 10 年後のまちの姿を施策へ展開するため、15 のまちづくりの目標とそれに対応する 35 の施策目標へと具体化しました。

これらの目標を実現するための具体的な施策については、基本計画で示します。

まちづくりの目標 1

一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

施策目標 1-1 一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

施策目標 1-2 主体的な市民活動が増え、継続的に発展している

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

【市民会議が描いた 10 年後の姿】

- (1-5) 市民がお互いに「声のかけあい」をできるようになり、助け合うことができるようになっていく
- (2-1) 近隣のつながりを取り戻して支えあいの地域力が高まっています
- (3-5) 同世代(横のつながり)、異世代(縦のつながり)の多様なつながりを活かした、ボランティアやコミュニティ活動が進んでいます
- (4-1) 行政と市民、市民と市民がお互いに支えあい助け合っています
- (4-2) いつでも誰でもまちづくりに関する情報を得ることができ、また発信しています
- (4-3) まちづくりの活動を牽引するべきリーダーを育て、次代につなげています
- (5-4) 心豊かでやさしい地域育が進んでいます
- (6-1) 市民力を活用し、市民と行政協働のまちづくりが進められています

まちづくりの目標 2

多様な文化・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

【市民会議が描いた 10 年後の姿】

- (3-3) 参加型市民が、国際性が豊かで芸術、伝統、スポーツ等の特色ある文化活動をしています
- (5-3) 市民の活動が息づき芸術文化がまちに溢れています
- (5-4) 心豊かでやさしい地域育が進んでいます

まちづくりの目標 3

お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

【市民会議が描いた 10 年後の姿】

- (1-5) 市民がお互いに「声のかけあい」をできるようになり、助け合うことができるようになっていく
- (2-5) 誰にもやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが進められています

まちづくりの目標 4

子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

【市民会議が描いた 10 年後の姿】

- (3-2) 子どもに「自ら夢を抱き、実現するために必要な広い意味での能力」をつけ、一般社会に適応できる「社会性」も育(はぐく)んでいます

まちづくりの目標 5

地域で安心して子育てができている

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

【市民会議が描いた 10 年後の姿】

- (3-1) 芦屋の子育て環境には、さまざまな立場の家庭がいつでも気軽に利用できる場があります
- (3-5) 同世代(横のつながり)、異世代(縦のつながり)の多様なつながりを活(い)かした、ボランティアやコミュニティ活動が進んでいます

まちづくりの目標 6

自分に合った方法で心身の良好な状態を維持して過ごしている

施策目標 6-1 健康づくりに取り組んでいる

施策目標 6-2 適切な診療を受けられる

【市民会議が描いた 10 年後の姿】

- (2-3) 安心して住み続けることを支える拠点がつくられています
- (2-4) 健やかで心豊かな日々を過ごせる健康づくりに取り組んでいます

まちづくりの目標 7

高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられるまちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

施策目標 7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

施策目標 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている

施策目標 7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

【市民会議が描いた 10 年後の姿】

- (1-5) 市民がお互いに「声のかけあい」をできるようになり、助け合うことができるようになっている
- (2-1) 近隣のつながりを取り戻して支えあいの地域力が高まっています
- (2-2) 市民力を中心にしてまちぐるみの保健医療福祉ネットワークができています
- (2-3) 安心して住み続けることを支える拠点がつくられています
- (5-5) 安全・安心の共助がいきわたっています

まちづくりの目標 8

一人ひとりの意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている

施策目標 8-1 暮らしの安全・安心への意識が高まっている

施策目標 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

【市民会議が描いた 10 年後の姿】

- (1-2) すべての市民が犯罪から身を守る方法を知っており、犯罪を予防できる環境も整っている
- (1-5) 市民がお互いに「声のかけあい」をできるようになり、助け合うことができるようになっている
- (3-4) コンパクトで自然に親しめる芦屋のまちの特性を活(い)かし、安心で魅力的な環境の維持、活用を進めています

まちづくりの目標 9

まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている

施策目標 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

【市民会議が描いた 10 年後の姿】

- (1-1) 非常時にみんながパニックなく行動できるようになっている
- (5-1) みどり豊かなまちの骨格が彩られ風情が息づいています

まちづくりの目標 10

花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創(つく)り、育てる文化を継承している

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

【市民会議が描いた 10 年後の姿】

- (1-4) すべての市民が安心かつ快適に暮らせる環境が整っている
- (3-4) コンパクトで自然に親しめる芦屋のまちの特性を活(い)かし、安心で魅力的な環境の維持、活用を進めています
- (5-1) みどり豊かなまちの骨格が彩られ風情が息づいています
- (5-2) 自然と共生したまち全体が庭園のような住宅地となっています
- (5-5) 安全・安心の共助がいきわたっています

まちづくりの目標 11

清潔なまちで環境にやさしい暮らしが広がっている

施策目標 11-1 清潔なまちづくりが進んでいる

施策目標 11-2 環境に配慮したまちづくりが進んでいる

【市民会議が描いた 10 年後の姿】

- (3-4) コンパクトで自然に親しめる芦屋のまちの特性を活(い)かし、安心で魅力的な環境の維持、活用を進めています
- (5-2) 自然と共生したまち全体が庭園のような住宅地となっています

まちづくりの目標 12

交通マナーと思いやりがまちに行き渡り，市内が移動しやすくなっている

施策目標 12-1 交通安全に関する意識が高まっている

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

【市民会議が描いた 10 年後の姿】

- (1-3) すべての市民が安心して道を歩けるよう，良識ある芦屋になっている
- (2-5) 誰にもやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが進められています
- (3-4) コンパクトで自然に親しめる芦屋のまちの特性を活(い)かし，安心して魅力的な環境の維持，活用を進めています
- (5-5) 安全・安心の共助がいきわたっています

まちづくりの目標 13

充実した都市の機能が快適な暮らしを支えている

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

施策目標 13-2 都市の機能が充実している

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し，市民の利便性も向上している

【市民会議が描いた 10 年後の姿】

- (1-4) すべての市民が安全かつ快適に暮らせる環境が整っている
- (2-5) 誰にもやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが進められています
- (3-4) コンパクトで自然に親しめる芦屋のまちの特性を活(い)かし，安心して魅力的な環境の維持，活用を進めています
- (5-1) みどり豊かなまちの骨格が彩られ風情が息づいています
- (5-5) 安全・安心の共助がいきわたっています

まちづくりの目標 14

信頼関係の下で市政が進行している

施策目標 14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

施策目標 14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

【市民会議が描いた 10 年後の姿】

- (1-4) すべての市民が安心かつ快適に暮らせる環境が整っている
- (2-3) 安心して住み続けることを支える拠点がつくられています
- (4-1) 行政と市民，市民と市民がお互いに支えあい助け合っています
- (6-1) 市民力を活用し，市民と行政協働のまちづくりが進められています
- (6-2) 事業計画の進捗が市民に周知され，市民目線での成果評価が行われ，資質の高い職員によって運営されています

まちづくりの目標 15

経営資源を有効に活用し，健全な財政状況になっている

施策目標 15-1 様々な資源を有効に活用している

施策目標 15-2 歳入・歳出の構造を改善している

【市民会議が描いた 10 年後の姿】

- (6-3) 市債の償還，無駄の排除などにより，市が健全な財政を回復・維持しています

3-2 基本構想の実現に向けて大切にすること

(1) 市民会議からの提言を受けて

市民会議での話し合いから、様々なことを確認することができました。

- これまで進めてきた住宅都市としての魅力あるまちづくりを進めていく。
- 自然と調和した快適で緑ゆたかなゆとりのある住環境をさらに高める。
- 安心して住み続けるためには、日頃のあいさつからつながりをつくり、近隣で支え合いができるつながりへと深める。
- 同世代だけでなく多様な世代がつながりながら地域をつくることで子どもも大人も成長できる。
- 市民がまちづくりに直接参加することでまちへの愛着を深め、まちを大切にすの心の文化を育てていく。
- 高齢者や障がいのある人をはじめとした誰もが自分らしく住み続けられる。
- 自然環境や文化的環境、人材など今ある芦屋の資源をうまく活用する。
- 市民と市民、市民と行政が信頼し協力するために、市民発の情報や行政発の情報をうまく組み合わせ、わかりやすく発信していく。
- 様々な視点を横断的にうまくつなげ、まちづくりに取り組む。
- 市民が行うことや行政が行うこと、市民と行政のどちらが行うかを議論しながら進めていくことがあり、そのための議論の場づくりや仕組みづくりを進める。

これらのことを、行政としてのそれぞれの取組の中で共有すべきこととして大切にしていきます。

(2) 芦屋の魅力を高めてまちへの愛着を深めるために

昭和 26 年（1951 年）に住民投票によって生まれた本市のみに適用される地方自治特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」に基づき、これまでの本市の総合計画では、将来像に「国際文化住宅都市」を表してきました。

このことについて市民会議では、この法律が公布されてから 60 年が過ぎ、グローバル化や高度情報化の時代となった今日では「国際」は特別なことではなくなっていることや、芦屋は「都市」よりもコンパクトな「まち」のイメージがふさわしいという意見が多くありましたが、やはりまちの個性としては大事にすべきではないかという意見もありました。

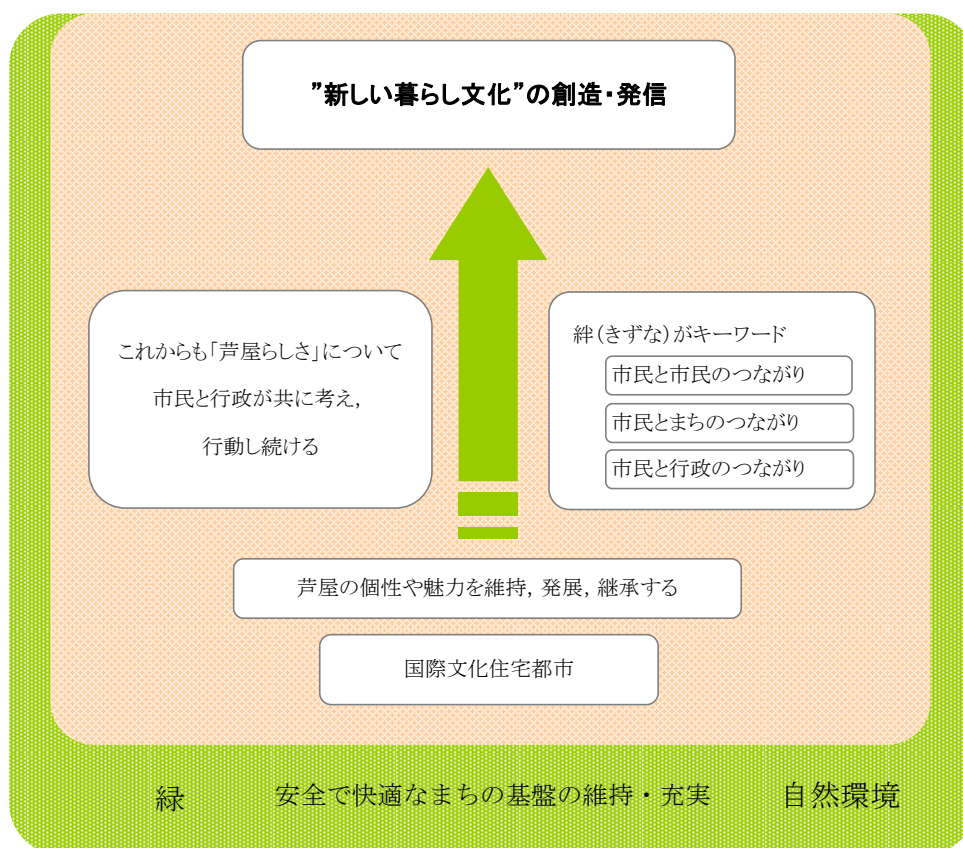
本市としては、まちづくりの方向を示すものとしては現在では特徴的ではないという見方もありますが、このような本市だけに適用される特別法があるということは、まちの個性として欠かせないものであると考えます。

これからのまちづくりはまちの個性が求められます。しかし、人々が芦屋に求める個性や魅力の具体的なものは時代の流れとともに変わるものでもあります。芦屋の個性や魅力とは何か、芦屋らしさについて市民と行政が共に考え続けながら、維持、発展させ、継承していく必要があります。

私たちはこの計画策定の過程を通じて、「“新しい暮らし文化”を創造し、発信していくことが芦屋の個性や魅力である。」ということを確認しました。

市民の主体的な活動や様々な交流が、お互いの絆（きずな）を強め、市民のまちへの愛着を深めます。まちへの愛着やまちを大切にすることが市民の笑顔やまちの雰囲気として表れ、芦屋の気品ある“新しい暮らし文化”が創造されていきます。

市政としては、これからの10年間のまちづくりにおいて「絆（きずな）」をキーワードに、「市民と市民のつながり」、「市民とまちのつながり」、「市民と行政のつながり」を大切に、住宅都市として安全で快適な基盤をより一層充実させることに努めながら、絆（きずな）を深めるための取組を進め、芦屋の未来へとつないでいきます。



前期基本計画

(平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度)

◇ 第4次芦屋市総合計画基本計画と本市の各施策分野における計画について

近年、地方公共団体では、法令等による策定義務や努力義務によって様々な施策分野や課題ごとに計画が策定されるようになりました。芦屋市においても、毎年、複数の計画を新たに策定しつつ、既存の計画の見直しも行っています。

このことを踏まえ、第4次芦屋市総合計画では、各施策で共有すべきものとしてまちづくりの方向や目指すまちの姿・将来像を基本構想で掲げ、基本計画ではその実現に向けて必要な施策に絞り、それぞれの施策分野における取組の詳細については個別の計画に委ねることを基本としています。

なお、後期基本計画については、新しい社会情勢や前期基本計画を進めていく過程で出てきた新たな課題、重要とすべきことなどを盛り込み、施策を見直しながら前期基本計画期間が終了するまでに策定していきます。

※各施策分野における個別の計画名を関連するページに参考として掲載しています。

【計画期間】

前期基本計画（平成23（2011）年度～平成27（2015）年度）

後期基本計画（平成28（2016）年度～平成32（2020）年度）

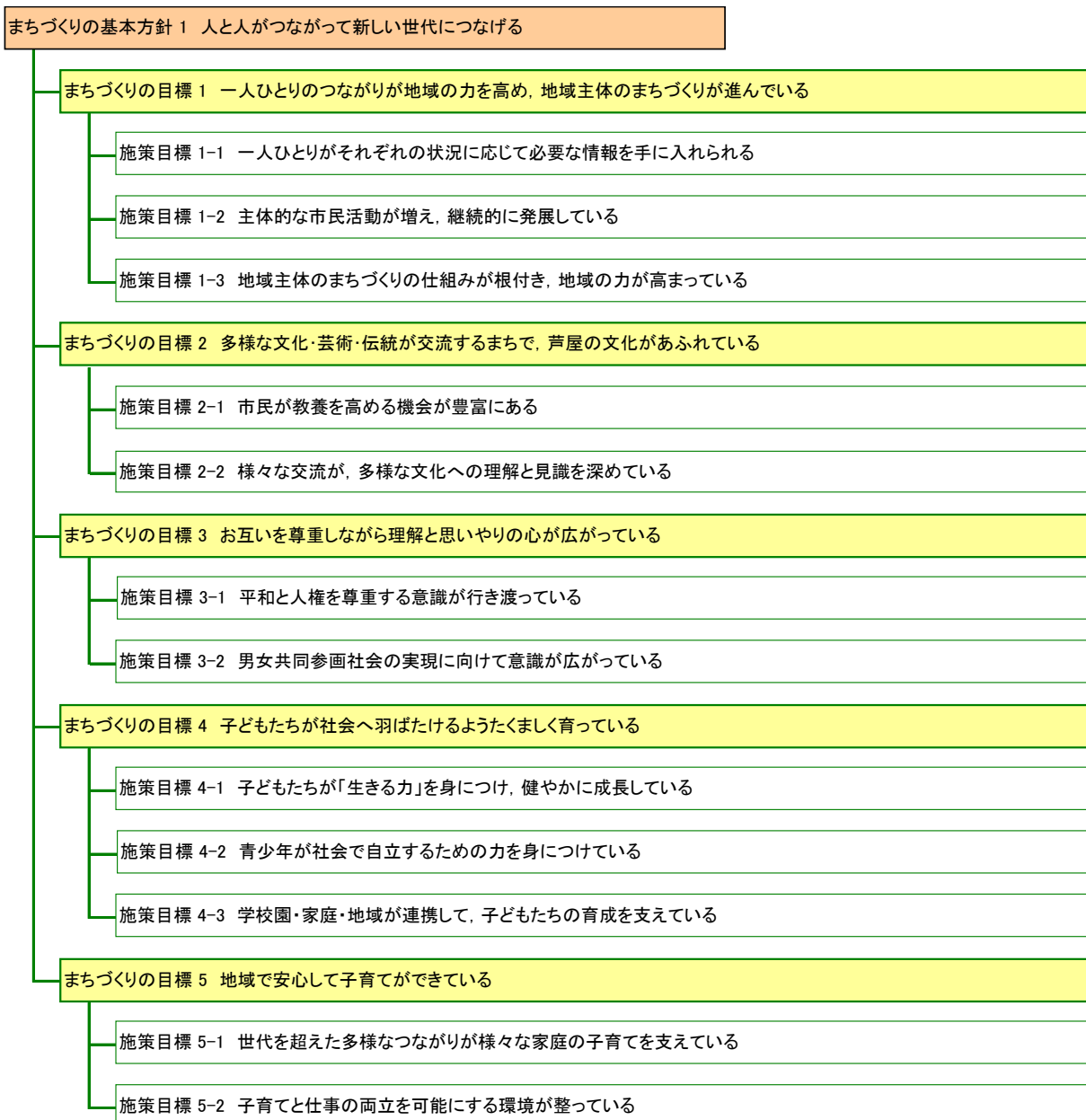
◇ 第4次芦屋市総合計画における基本計画と実施計画について

基本計画は、基本構想を実現するために必要な施策を総合的かつ体系的に示す基本的な計画ですので、具体的な事務事業については実施計画で示すことにしています。

実施計画は、基本計画に定められた施策を効率的に実施するための、財源の裏付けを伴う具体的な事務事業の計画として、毎年度の予算編成の指針とするもので、1年を経過するごとに検討を加え、3年間の計画として毎年度策定します。

第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる

【目標体系図】



まちづくりの目標 1

一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

まちはそこに暮らす一人ひとりの意識や行動によって住み良いまちになっていきます。日頃の挨拶やマナーを守ることも住み良いまちづくりにつながります。このような中、自治会などによる地域活動に退職後の世代が容易に参加でき、活動する人が増えることがこれからの地域づくりの鍵となっています。

隣近所とのあいさつや声を掛け合えるつきあいから発展し、地域活動に気軽に参加できる工夫で潜在的な市民の力が引き出され、新たに参加する人が増え、さらに活発になり、自立した活動となって地域の力が高まる必要があります。

そのためには、様々な施策において主体的な市民活動を活発化させ、交流に結びつけることを念頭において進めて行くことが重要であると考えます。

【関連する計画等】

市民参画・協働推進の指針（平成 18 年 2 月策定）

市民参画協働推進計画（平成 19～23 年度）

地域福祉計画（平成 19～23 年度）

第 2 次生涯学習推進基本構想（平成 21 年度策定）

施策目標 1-1 一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

1 課題認識と取組の方向性

活動をスタートさせるに当たっては、まず、一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられることが求められます。

そのためには、平易な表現で発信された情報を様々な方法によって得られることや、これまでの行政発の情報によく見られた縦割りの提供ではなく、テーマごとに横断的に整理されて発信されていることが重要であると考えます。

2 具体的な施策

1-1-1 様々な伝達手段を活用した、平易な表現での情報を発信します。

- ・わかりやすい表現で情報を発信します。
- ・点字版・音訳版での広報活動を行い、情報発信の手段を充実します。（再掲）
- ・在住外国人に対して行政からの情報を多言語で発信します。
- ・社会ニーズに即した効率的な伝達媒体を研究し導入を検討します。

1-1-2 市民発の情報や行政発の情報をテーマごとに横断的に整理し、発信します。

- ・市民が必要とするテーマごとに情報を収集し、横断的に整理して発信します。
- ・市民生活に必要な情報が円滑に提供できるよう広報活動を充実させます。

3 市民に望むこと

- ◇ 積極的な情報発信

施策目標 1-2 主体的な市民活動が増え、継続的に発展している

1 課題認識と取組の方向性

活動が活発化していくには、主体的な市民活動が増えるとともに、活動の輪が広がり、継続的に発展し続けることが求められます。

そのためには、まず、幅広い世代が地域での市民活動に気軽に参加できる機会があることや、活動する人や団体が自立し、人材や後継者育成の手法を共有し、お互いに連携しながら活動を展開していくことが重要であると考えます。

2 具体的な施策

1-2-1 幅広い世代が市民活動に気軽に参加できる環境をつくります。

- ・市民活動促進のため、集会所の施設整備について検討します。
- ・市民活動グループなどとの交流の機会を設けるなど気軽に参加できる環境をつくります。

1-2-2 市民活動に参加する市民や団体の自立への取組を支援します。

- ・講座の開催など自立のための人材育成・団体育成を支援します。

1-2-3 市民活動の輪が広がるよう市民同士や市民と行政の連携を促進します。

- ・市内中間支援団体の連携を支援します。
- ・社会福祉協議会や市民団体、関係機関等との連携を深めます。

3 市民に望むこと

- ◇ 市民活動への積極的な参加
- ◇ 市民活動団体間での様々な活動手法の共有

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

1 課題認識と取組の方向性

地域が主体的に活動するためには、協力してまちづくりを進めるための仕組みが根付き、地域の総合的な力が高まっていることが求められます。

そのためには、市民が主体となって進めるまちづくりの仕組みや市民と市が信頼関係の下で協働するためのルールを地域の課題の解決に向けて見直していくことが重要であると考えます。

2 具体的な施策

1-3-1 地域の課題を市民が主体となり解決するよう支援します。

- ・小学校区単位の地域での活動ニーズと新たな活動参加希望を結びつけるための団体ネットワークを構築します。
- ・地域の助け合いや課題解決の手法を共有し、支援します。

1-3-2 市民が主体となって進めるまちづくりの仕組みを市民と協働で見直します。

- ・市民参画・協働推進の指針，市民参画及び協働の推進に関する条例，市民参画協働推進計画を見直します。
- ・市民と行政が協働するためのルールの下でまちづくりを進めます。

3 市民に望むこと

- ◇ 地域活動への積極的な参加と連携

まちづくりの目標2

多様な文化・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている

本市ではこれまで、大都市への交通の利便性ととも、恵まれた自然環境の中で育（はぐく）まれた豊かな住環境が土壌となり、新しいライフスタイルが築き上げられ、芸術文化だけでなく暮らしの楽しみ方をも文化とする考え方が先人たちによって培われてきました。

この歴史的背景を改めて認識し、文化を芦屋の魅力の重要な要素として位置づけ、文化を身近に感じるまちづくりを進めていくことが必要です。

そのためには、文化的資源を活用し、つなげ、表現できる環境を整え、多様な文化・芸術・伝統が交流することが重要であると考えます。

【関連する計画等】

- 第2次生涯学習推進基本構想（平成21年度策定）
- スポーツ振興基本計画（後期）（平成20～24年度）
- 文化振興基本計画（平成23年度策定予定）

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

1 課題認識と取組の方向性

文化を楽しむ活動に触れ、身近に感じるには、一人ひとりが教養を高める機会が豊富にあることが求められます。

そのためには、日頃から芸術文化やスポーツなどの活動に親しみ、幅広い知識や教養を育（はぐく）みながら、その成果を表現し、地域の伝統や歴史などとともに次の世代につないでいくことが重要であると考えます。

2 具体的な施策

2-1-1 幅広い知識と教養を育（はぐく）む機会の充実に努めます。

- ・ 出前講座や公民館講座、その他様々なテーマの講座や講演会による学習機会のメニューを充実させ、生涯学習の推進に努めます。
- ・ 社会教育関連団体の活動の成果を地域貢献に生かすなど、社会教育行政の推進に努めます。
- ・ 景観や文化財への理解促進、読書啓発、美術レクチャーなど、社会教育と学校園との連携を拡充します。

2-1-2 日頃から芸術文化に親しめる環境を整えます。

- ・ 文化振興基本計画を策定し、日頃から文化に親しめる環境づくりを進めます。
- ・ 親しみやすく、かつ芸術文化を発信する拠点となるよう各文化施設を運営します。

2-1-3 地域の伝統や歴史が、次の世代に語り継がれていく活動を促進します。

- ・ 既存の文化財の周知、啓発事業拡充と新規指定に向けた取組を行います。
- ・ 埋蔵文化財の発掘調査や出土遺物の再整理を引き続き実施します。
- ・ 各小学校で地域の伝統や歴史を語り継ぐ活動を進めます。

2-1-4 スポーツ・フォー・エブリワンの理念に基づき、誰もがスポーツに気軽に参加できるよう普及・振興に努めます。

- ・子どもから高齢者、障がいのある人など、誰もが参加しやすいスポーツプログラムの開発・提供を行い、スポーツ活動の普及に努めます。
- ・スポーツ指導者の発掘・育成・派遣やスポーツボランティアの活用などにより、学校・家庭・地域におけるスポーツ活動の輪を広げ、活動の質の向上を図ります。

3 市民に望むこと

- ◇ 文化活動の積極的な情報発信
- ◇ スポーツ活動の積極的な情報発信

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

1 課題認識と取組の方向性

多様な文化が共生するためには、様々な交流を通し、多様な文化への理解と見識を深めていくことが求められます。

そのためには、日頃から様々な文化を持つ人と交流しながら、つながりを育（はぐく）んでいくことが重要であると考えます。

2 具体的な施策

2-2-1 多様な文化を持つ人との交流を促進します。

- ・市民の国際交流の拠点施設となるよう(仮称)国際交流センターを開設します。
- ・さくらまつりや秋まつりで都市間交流を促進します。

3 市民に望むこと

- ◇ 多様な文化を持つ人と交流できる機会への積極的な参加

まちづくりの目標3

お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

豊かで活力ある社会を築いていくためには、誰もが社会の一員としてお互いの人格と個性を尊重して支え合い、共に生き、その持てる能力を発揮できる社会が求められています。

そのためには、すべての人が思いやりの心を持ち、障がいのある人や困っている人には声をかけることや、人権を尊重する精神を身につけ、理解と思いやりの心が広がっていく必要があります。

そのためには、障がいの有無や性別、年齢などにかかわらず、また、文化などの多様な立場や違いを理解し、一人ひとりを大切にして支えあう意識を高めることが重要であると考えます。

【関連する計画等】

人権教育・人権啓発に関する総合推進指針（平成14～22年度）

男女共同参画行動計画（後期）ウィザズ・プラン（平成20～24年度）

配偶者等からの暴力対策基本計画（平成23年度策定予定）

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

1 課題認識と取組の方向性

平和と人権を尊重する意識が行き渡っていることは、お互いの人格と個性を尊重する社会づくりには欠かせない要素です。

一人ひとりが平和を大切にする心や人権に関する正しい知識と感覚を身につけるとともに、差別や人権侵害を受けた場合に相談できる場所があることが重要であると考えます。

2 具体的な施策

3-1-1 平和を尊重する意識の普及、啓発に努めます。

・平和の大切さを訴える各種事業を行い、平和を守る意識の普及、啓発に努めます。

3-1-2 人権を尊重する意識の普及、啓発に努めます。

・人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づき、人権教育、啓発を推進します。

・人権を身近に感じることができるよう、効果的な人権意識の普及、啓発に努めます。

・上宮川文化センターを、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして運営します。

3-1-3 人権擁護機関と連携し相談窓口を開設して差別や人権侵害に対処します。

・神戸地方法務局や人権擁護委員会など関係機関との連携を深めながら差別や人権侵害の事象への対処に取り組みます。

3 市民に望むこと

◇ 平和を大切にする心の醸成

◇ いじめ等身近な問題への積極的な関与

- ◇ 人権尊重の理念の理解

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

1 課題認識と取組の方向性

誰もが、性別に関わりなく社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画できるとともに均等に責任を担い、しあわせを分かちあう社会にしていくには、男女共同参画推進の取組が進んでいることが求められます。

そのためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されていることや、セクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス、その他性別による差別的取扱いをなくし、男女共同参画の視点に立つ教育の推進や啓発が重要であると考えます。

2 具体的な施策

3-2-1 あらゆる分野における女性の社会参画を支援します。

- ・男女共同参画に関する学習機会や情報提供の充実に努めます。
- ・市の附属機関等における女性委員の登用を積極的に行うなど、政策・方針決定の場への女性の参画を進めます。

3-2-2 セクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス、その他性別による人権侵害の防止、啓発に努めます。

- ・男女共同参画行動計画の第3次行動計画を策定するとともに、配偶者等からの暴力対策基本計画との整合性をとりながら、ドメスティック・バイオレンスの防止や被害者支援に取り組みます。
- ・警察などの関係機関との連携を深めます。

3 市民に望むこと

- ◇ 男女共同参画の意識の高揚
- ◇ 暴力は人権侵害であるとの認識
- ◇ ドメスティック・バイオレンス等の被害に遭った時の早期相談

まちづくりの目標4

子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

すべての子どもはこれからの社会を担っていく大切な存在です。子ども一人ひとりが健やかに成長することは、親や家族だけでなく全ての市民の願いでもあります。しかし、社会全体の行き詰まり感は子どもたちへも影響を及ぼし、自分の将来に夢や希望を持たない子どもたちが増えています。

子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送るためには、将来の生活の基盤となる「確かな学力」に加えて、人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」と、体育・スポーツ活動や健康教育、食育推進による「健やかな体」をバランスよく身につけていくことが必要です。

そのためには、子どもたちが学習する教育環境の整備に努めるとともに、学校園・家庭・地域が連携して子どもたちの成長を支える仕組みをさらに拡充させていくことが求められます。また、青少年を中心としたニートや引きこもり、薬物乱用等が大きな社会問題になっており、社会全体で青少年の健全な成長を支える体制づくりをさらに進めていくことが重要であると考えます。

【関連する計画等】

教育振興基本計画（平成23～27年度）

施策目標4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

1 課題認識と取組の方向性

子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長していることが求められます。

そのためには、子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた教育を行うとともに、学校の教育環境をより魅力的で快適に学習できる場として整えていくことに加え、様々な社会問題が取り巻く中で、子どもたちが健やかに成長し、生きるために必要な資質と能力を育（はぐく）むことが重要であると考えます。

2 具体的な施策

4-1-1 子どもたちの学力の向上に努めます。

- ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたちが主体的に学ぶ授業づくりに取り組みます。
- ・子どもたちが体験的に学ぶ機会の充実を図ります。
- ・子どもたちの学力差の解消に努めます。
- ・子どもたちの読書活動を支援する取組を継続して実施します。
- ・情報教育や国際化に対応した教育等、今日的な課題に対応した教育を推進します。
- ・障がいのある子どもの個に応じた指導、支援の充実を図ります。
- ・特別支援教育センターの機能の充実を図ります。

4-1-2 子どもたちの命や人権を大切にする心の教育の充実に努めます。

- ・すべての子どもたちが多様な文化や人々と豊かに共生する心を育てます。

- ・子どもたちの読書活動を支援する取組を継続して実施します。
- ・震災の教訓を生かし、語り継ぐ芦屋の防災教育を推進します。
- ・道徳教育の充実を図り、道徳性の育成や規範意識の向上に努めます。
- ・不登校児童生徒への指導、支援や、いじめ問題対応の充実を図ります。
- ・子ども問題に関わる機関が連携し、虐待、犯罪等の防止等に向けた取組の充実を図ります。
- ・特別支援教育への理解・啓発を図り、交流などを通じて相互理解を図ります。

4-1-3 子どもたちの体力向上に取り組めます。

- ・運動を通じて体力を養うとともに、生涯にわたって運動に親しむ態度を育てます。
- ・食育の充実に取り組めます。

4-1-4 心やすらぐ充実した教育環境の整備に努めるとともに、教員の専門性と指導力の向上に取り組めます。

- ・学校園の老朽化対策を実施するなど、施設、設備や教材・教具の充実を努め、教育環境の改善を図ります。
- ・様々な教育課題に応じた研修の充実を図り、教員の専門性と実践的指導力の向上に努めます。
- ・教員が子どもと向き合う時間を確保する取組を推進します。

3 市民に望むこと

- ◇ 学校ボランティアへの参加・協力
- ◇ トライやる・ウィークに参加する生徒の受入れ
- ◇ 家読（うちどく）の推進

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

1 課題認識と取組の方向性

青少年が望ましい職業観、勤労観を持ち、社会で自立して生きていく力を身につけることが求められます。また、近年、有害図書や薬物、ネット被害など青少年を取り巻く環境が悪化していますが、そのような中でも健やかに成長できることが必要です。

そのためには、青少年が将来の夢や希望を抱き、それを実現するために必要となる知識、能力や、それらを活用する力を身につけ、健全に成長していくことが重要であると考えます。

2 具体的な施策

4-2-1 青少年が将来の夢や希望を持ち、必要な知識や能力を身につけられるよう支援します。

- ・小中学生が将来の夢や希望を持てるよう、職業教育も含めた体験的な学習の機会を増やします。
- ・青少年を対象とした知識、技術修得のための実践教育の機会創出について、民間企業・学校との共催事業を実施します。

4-2-2 青少年の健やかな育成に努めます。

- ・愛護委員による日常的な街頭巡視活動を推進します。
- ・有害図書、有害サイトから青少年を保護するための取組を推進します。
- ・青少年の問題全般について、気軽な相談窓口として相談活動を継続して実施します。

3 市民に望むこと

◇ 青少年を育成する活動への協力

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

1 課題認識と取組の方向性

自治会や老人会、子ども会、コミュニティ・スクールなどのコミュニティ組織が中心となって活発に地域活動を行っていますが、一方、以前に比べ家庭や地域の教育力の低下が懸念されており、この力を取り戻す必要があります。

そのためには、家庭と地域が学校園と連携して子どもたちの学びを支えることが重要であると考えます。

2 具体的な施策

4-3-1 地域社会が一体となって子どもたちの学びを支えるため、学校に関する諸団体をネットワークで結ぶ仕組みづくりを拡充します。

- ・学校地域連携促進事業の成果を検証し、より強固な地域教育推進の仕組みを確立します。
- ・学校行事と地域行事の連携や学校教育を支援するボランティア活動を促進します。

4-3-2 子どもたちが安全に安心して活動できる場としての学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを提供します。

- ・放課後や週末などの学校を活用した、子どもの居場所づくりを拡充します。
- ・子ども見守りパトロール活動を支援します。

3 市民に望むこと

◇ 子どもたちを育成する活動への協力

まちづくりの目標5

地域で安心して子育てができている

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。しかし、子どもへの接し方がわからず、育児やしつけ方に悩んでいる親たちが増えています。

一人で行き詰ってしまう前に相談できる相手がいることなど、地域で安心して子育てができる環境が求められています。

そのためには、専門家や公的サービスに加え、家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場があることや、親子同士の交流や身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境になっていることが重要です。

また、父親と母親のいずれもが就業している家庭も増えていることから、子育てと仕事を両立することができる環境にしていくことも重要であると考えます。

【関連する計画等】

次世代育成支援対策推進行動計画（後期）（平成22～26年度）

芦屋市健康増進・食育推進計画（平成21～24年度）

施策目標 5-1

世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

1 課題認識と取組の方向性

地域で子どもの成長を支えていくには、世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えていることが求められます。

そのためには、地域で気軽に相談できる場所があり、家庭の教育力が向上していくことが重要であると考えます。

2 具体的な施策

5-1-1 地域で子育てについて気軽に相談できる環境を整えます。

- ・子育てで家庭が自信を持って子育てができるよう、訪問、相談、交流できる場の充実に努めます。
- ・地域の関係機関、関係団体と連携して気軽に相談できる環境を整えます。
- ・様々な場所や時間に子育てに関する相談・指導等適切な対処ができるよう努めます。

5-1-2 家庭の教育力を向上させるため、様々なサポートを実施します。

- ・乳幼児健康診査の受診率向上を目指します。
- ・子育てへの父親の積極的参加の促進や家族の絆（きずな）を深める体験ができる場の提供に努めます。
- ・子育てに関する情報提供や講座・学習会等を実施し、子育てをサポートします。
- ・幼稚園での子育て支援活動に取り組みます。

5-1-3 要保護児童家庭が自立できるよう支援します。

- ・民生委員・児童委員と連携し、地域住民の生活に関する相談や支援を行います。
- ・ひとり親家庭が、経済的自立を含めた自立ができるよう支援します。

3 市民に望むこと

- ◇ 母子健康手帳を活用した妊娠中の健康管理
- ◇ 妊娠出産や子育てに関する積極的な情報の入手
- ◇ 妊娠出産や子育てに関する知識習得や不安を解消するための専門的な窓口の早期利用
- ◇ 出産や子育てについて家族での話し合い
- ◇ 地域の子どもの成長に関心を持つことと、必要に応じての助け合い
- ◇ 子ども同士で遊ぶ機会の提供

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

1 課題認識と取組の方向性

子育てをする人をサポートしていくには、子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っていることが求められます。

そのためには、必要とするときに適切な保育サービスを受けられることや、仕事と子育てのバランスについての意識が向上することが重要であると考えます。

2 具体的な施策

5-2-1 必要とするときに適切な保育サービスを提供します。

- ・ 待機児童の解消を優先課題とし、保育所の増設などに努めます。
- ・ 延長保育や一時預かり事業、病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など、多様な保育需要に対応します。
- ・ 幼稚園における預かり保育を検討します。

5-2-2 ワークライフバランスの理念の普及、啓発に努めます。

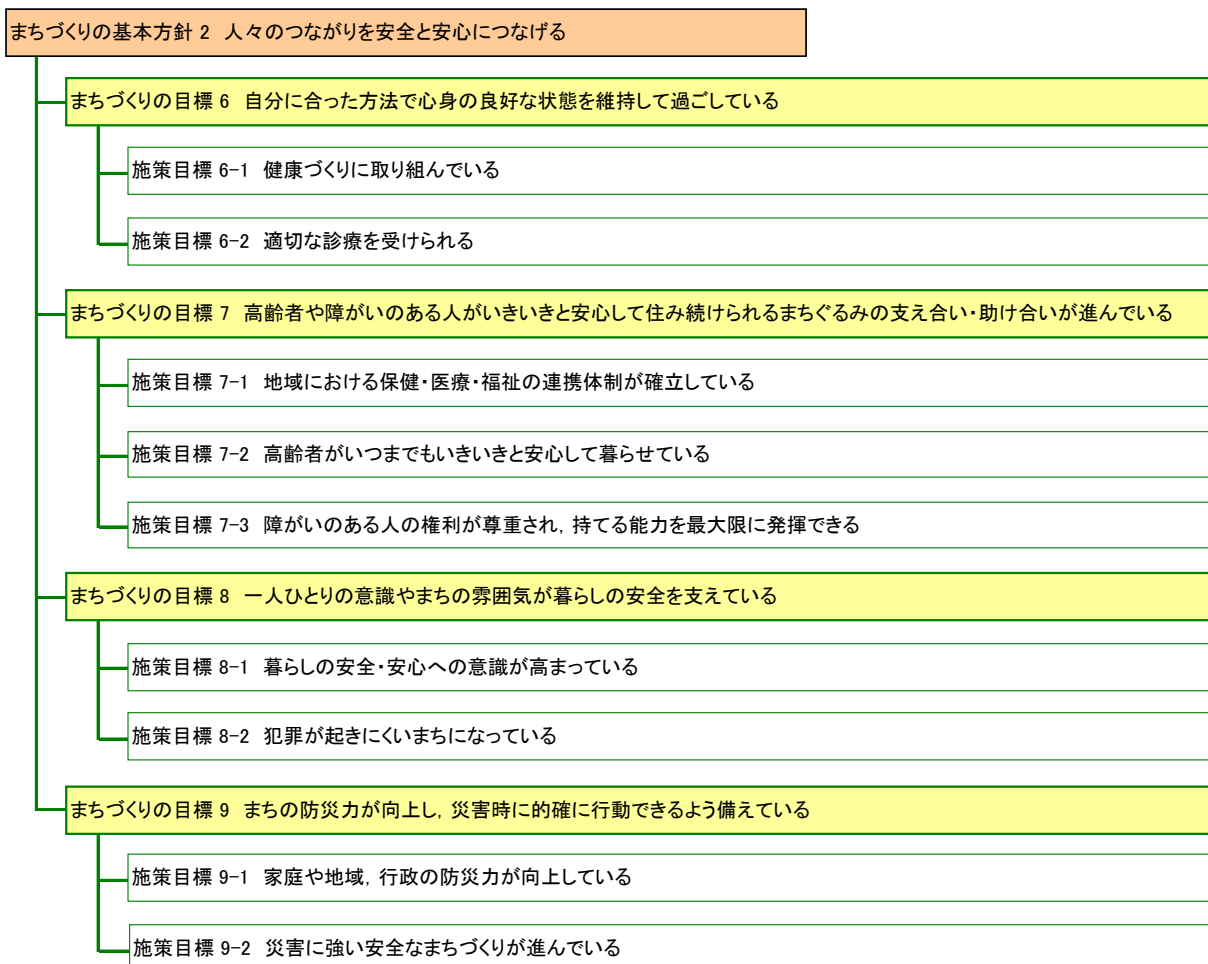
- ・ すべての人の働き方の見直しに向けた啓発を行います。
- ・ 仕事と子育てが両立できるような休暇制度や雇用形態等の普及、啓発を行います。

3 市民に望むこと

- ◇ ワークライフバランスの正しい理解

第2章 人々のつながりを安全と安心につなげる

【目標体系図】



まちづくりの目標 6

自分に合った方法で心身の良好な状態を維持して過ごしている

心身が良好な状態であることは生活の質を保つためにも必要不可欠なことです。しかし、現代の社会生活の中では、誰もが生活習慣病やこころの病、感染症などの脅威にさらされています。

いつまでも健やかであるためには、一人ひとりが自分のこころと体の状態を知り、良好に維持するよう心がけていることが必要です。

そのためには、生涯を通じた健康づくりへの取組を習慣にし、また、病気やけがに対して的確かつ素早い処置が受けられるよう、救急も含めた地域の医療体制を確立しておくことが重要であると考えます。

【関連する計画等】

特定健診・特定保健指導実施計画（平成 20～25 年度）

芦屋市健康増進・食育推進計画（平成 21～24 年度）

施策目標 6-1

健康づくりに取り組んでいる

1 課題認識と取組の方向性

心身が良好な状態を維持しているためには、生涯を通じた健康づくりへの取組を習慣にすることが求められます。

そのためには、自分の体の状態を把握し、健全な食生活を営み、スポーツを楽しみ、そしてこころの健康を保っていることが重要であると考えます。

2 具体的な施策

6-1-1 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。

- ・特定健診やがん検診などの受診率の向上を目指します。
- ・予防接種の接種率の向上を目指します。

6-1-2 食育や食事バランスについての情報提供を行います。

- ・乳幼児期から正しい食習慣が身に付けられるよう支援します。

6-1-3 こころの健康について気軽に相談できるよう関係機関と連携し支援します。

- ・医師会などの関係機関との連携を深めます。
- ・健康相談、訪問指導、電話相談などにより相談業務を充実させます。
- ・健康づくりハンドブックなどによる普及・啓発活動を推進します。

3 市民に望むこと

- ◇ 定期的な健康診査やがん検診の受診
- ◇ 予防接種を受けること
- ◇ 健診後の積極的な自己ケア
- ◇ 十分な睡眠などによる心身の休息
- ◇ ストレスやこころの健康に関する正しい知識の習得

- ◇ 自分にあったストレス解消法の習得
- ◇ 職場や地域において悩みを相談できる仲間づくり

施策目標 6-2 適切な診療を受けられる

1 課題認識と取組の方向性

病气やけがをしたときに的確かつ素早い処置が受けられるためには、救急も含めた地域の医療体制を確立しておくことが求められます。

そのためには、核となる市立芦屋病院と他の医療機関が連携して地域医療を提供していることや、救急医療体制が整っていることが重要であると考えます。また、安心して医療を受けられるために、保険医療制度が適切に運営されていることも重要であると考えます。

2 具体的な施策

6-2-1 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。

- ・市立芦屋病院と地域医療機関との連携，調整を密にし，紹介率や逆紹介率の改善を図ります。
- ・市立芦屋病院は，地域医療支援病院の承認と，がん診療連携拠点病院の指定を目指します。
- ・市立芦屋病院は，緩和ケアユニットの創設と人材の確保・育成を行い，適切な医療を提供します。

6-2-2 適切な対処ができる救急医療体制を充実させます。

- ・広域的な救急医療体制の充実を図ります。
- ・休日・夜間の救急医療機関の周知に努めます。
- ・救急救命士の育成と人員の確保に努めます。
- ・市立芦屋病院にICU室を設置するとともに，救急措置室の拡充，外科二次救急の実施などにより救急医療体制の充実を図ります。

6-2-3 保険医療制度を適切に運営します。

- ・被保険者や助成対象者に対する各種制度の周知を推進し，理解を深めてもらえるよう努めます。

3 市民に望むこと

- ◇ かかりつけ医を持つこと
- ◇ 正しい応急手当の習得

まちづくりの目標 7

高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられるまちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

高齢者や障がいのある人などが介護や支援を必要とする状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できることが人々の願いです。

しかし、公的なサービスでは個々のきめ細かなニーズすべてに対応することには限界があり、家族構成の変化や価値観の多様化によって希薄化している地域のつながりを強め、支え合いや助け合いができる地域社会を築いていく必要があります。

安心して住み続けるためには、身近なところで様々な相談ができ、的確なサービスが状態の変化に合わせてつながることや、行政による公的なサービスだけでなく、日頃からの理解や気遣い、支え合い、事業者やボランティアなどによっても住み続けるための安心につなげていくことが重要であると考えます。

【関連する計画等】

地域福祉計画（平成 19～23 年度）

すこやか長寿プラン 21(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画)（平成 21～23 年度）

障害者（児）福祉計画（平成 21～26 年度）

障害福祉計画（平成 21～23 年度）

施策目標 7-1

地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

1 課題認識と取組の方向性

介護や支援を必要とする場合でも住み慣れた地域で生活を続けることができるためには、地域において保健・医療・福祉の連携体制が確立され、必要なケアを途切れることなく利用できることが求められます。

そのためには、地域で活躍する福祉団体や支援者などの、より利用者に近い視点を持つ人たちの力が必要不可欠であり、保健・医療・福祉の関係者と連携し、様々な情報を身近に得ることができる環境を整備することが重要であると考えます。

2 具体的な施策

7-1-1 地域と保健・医療・福祉との連携を充実させます。

- ・市民や保健・医療・福祉の関係支援機関及び行政で構成する地域発信型ネットワークの充実を図り、地域で起こっている課題を地域で解決するシステムの構築を行います。
- ・医療と介護等のサービスが適切に提供される地域包括ケアの構想を具体化します。
- ・地域自立支援協議会において、継続して課題解決にあたります。
- ・地域福祉推進協議会において、関係機関等の総合的な調整を図ります。
- ・保健福祉センターの総合相談窓口で受けた内容を、その後の支援が受けられるよう必要に応じて各関係機関等に適切につなぎます。
- ・病院と連携し、福祉センター内に医療相談所を開設します。

7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報をわかりやすく提供します。

- ・市内の包括支援センターをはじめ、地域に整備されていく介護保険の地域密着型施設などに情報を集め、地域に提供していきます。
- ・点字版・音訳版での広報活動を行い、情報発信の手段を充実します。(再掲)
- ・福祉センター内で、障がいの正しい知識等、福祉についての普及啓発を行なう様々な情報を発信します。
- ・手話通訳者を窓口配置するなど、相談に対応できる体制を整えます。

7-1-3 様々な制度やサービスをつないで、生活困窮者の自立を支援します。

- ・生活を保障するため、経済的困窮者が生活の維持向上・自立を目指す間、経済的支援を行います。

3 市民に望むこと

- ◇ 地域の活動に積極的に参加するなど、地域発信型ネットワークにつながる場への参加
- ◇ 身近な施設等の利用

施策目標 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らしている

1 課題認識と取組の方向性

本市の高齢者の人口割合は増え続けており、今後も増加する見込みとなっています。まちの活力のためには、高齢者がいつまでも元気でいきいきと活動していることが必要です。

そのためには、生きがいを持って、自らの経験や知識、技能を生かしながら主体的に活動ができるとともに、介護や支援が必要となった場合には適切なサービスや地域での支えがあることが重要であると考えます。

2 具体的な施策

7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。

- ・高齢者を地域で支える環境づくりを進めるため、地域ケアの推進役を担う「高齢者生活支援センター」の機能を強化します。
- ・地域の様々な社会資源を活用し、地域発信型ネットワークの充実を図ります。
- ・高齢者が介護や支援を必要とする状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、地域密着型サービス施設を整備します。
- ・判断能力に不安のある高齢者が、必要なサービスを自己の選択によって利用したり、自立した日常生活を営むことができるように福祉サービスの利用促進を図るとともに、成年後見制度についての普及啓発を強化します。

7-2-2 高齢者の生きがいづくりを推進します。

- ・高齢者の社会参加を促進します。
- ・生きがいづくりに関する情報を随時提供し、参加を呼びかけます。

7-2-3 高齢者が自分の経験や知識や技能を生かせるよう就労の機会を拡充します。

- ・高齢者が地域社会の中で、自らの経験や知識、技能を生かせる環境をより一層充実させます。
- ・シルバー人材センターを、積極的に最大限活用していきます。

7-2-4 総合的な介護予防を推進します。

- ・介護予防事業の充実を図り、参加者が継続的に介護予防に取り組める支援体制を強化します。
- ・介護予防の重要性を周知し、介護予防事業への参加を促進します。

3 市民に望むこと

- ◇ 地域ケア会議への積極的な参加
- ◇ 地域密着型サービス運営推進会議への参加
- ◇ 福祉ボランティア活動への理解と参加

施策目標 7-3

障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

1 課題認識と取組の方向性

障がいのある人が、地域において安心して生活できる社会を実現していくためには、障がいのある人を取り巻く環境の変化や障がいのある人の状態・状況に応じた施策の推進と支援体制の構築を図ることが必要です。

そのためには、障がいへの正しい理解の促進や、相談窓口、障がい福祉サービスの提供基盤や就労支援などの障がい福祉サービスの充実が重要であると考えます。

2 具体的な施策

7-3-1 障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。

- ・学齢期の子どもを対象に、障がいへの正しい理解の啓発に努めます。
- ・当事者の組織化の促進や運営支援を図ります。

7-3-2 相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。

- ・権利擁護も含めた全ての相談に対応できる体制を維持します。

7-3-3 障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

- ・障害福祉計画に基づき、必要なサービスを確保します。
- ・発達に課題のある子どもには早期に適切な療育及び訓練等を提供します。

7-3-4 障がいのある人の就労支援を行います。

- ・就労に関する相談事業を拡充します。
- ・就労の場を提供します。
- ・特別支援学校在校生の就労に伴う実習生を受け入れます。

3 市民に望むこと

- ◇ 障がいのある人への正しい理解、見守り、声かけ
- ◇ 福祉ボランティア活動への理解と参加

まちづくりの目標 8

一人ひとりの意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている

振り込め詐欺やネット関連のトラブルなど新たな手口も巧妙かつ深刻化しています。また、偽装や欠陥がある製品、食の安全など、誰でも消費者として被害に遭う可能性があり、暮らしの安全が脅かされることが多くなってきています。

また、年々増加する子どもを巻き込む犯罪は、社会問題にもなっており、それらへの取組については、子どものいる家庭から強く求められています。

一方、これらの情報がテレビや新聞などのマスコミで報道されてはいますが、自分は大丈夫と考えて身近なこととして受け取れていない現状もあります。

暮らしの安全を保つためには、一人ひとりが生活の知恵や防犯意識を大切にし、その意識を地域全体の防犯につなげていくことが大切であるとともに、自らが危険回避できる力を養うことが重要であると考えます。

施策目標 8-1 暮らしの安全・安心への意識が高まっている

1 課題認識と取組の方向性

様々な犯罪被害等に遭わないよう、一人ひとりが防犯意識や生活の知恵を大切にし、暮らしの安全・安心について、大人だけでなく、子どもについても意識を向上させることが求められています。

そのためには、正確な犯罪情報、消費者安全情報等を入手し、自分自身の身を守るよう防犯教育を行うとともに、関係機関の連携や協力に今後も引き続き取り組むなど、防犯意識を向上させることが重要であると考えます。

2 具体的な施策

8-1-1 犯罪から身を守る方法の周知、啓発に努めます。

- ・防犯教育の実施により、自分自身の身を守る防犯意識の向上を図ります。

8-1-2 消費生活に関するわかりやすい情報の提供とともに、相談業務の充実を図ります。

- ・消費生活センターにおける情報提供を充実します。
- ・弁護士等の専門家との連携を強化し、消費生活相談窓口の高度化を図ります。
- ・地域での消費生活に関する学習機会や啓発活動を充実します。
- ・学校における消費生活に関する教育との連携を図ります。

3 市民に望むこと

- ◇ 身近な犯罪情報を知ること

施策目標 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

1 課題認識と取組の方向性

犯罪から自分自身の身を守る防犯意識の向上を地域全体につなげ、犯罪が起きにくく安全に暮らせるまちにすることが求められています。

そのためには、夜回りなどの防犯活動を日常的に行い、夜に暗がりになる場所を減らすなど、地域を自分達で守る活動につなげることが重要であると考えます。

2 具体的な施策

8-2-1 犯罪を防ぐための活動を促進します。

- ・犯罪発生に関する情報提供や子どもの見守り、パトロール活動などで犯罪が起きにくいまちづくりを目指します。
- ・地域における自主防犯活動の活性化に取り組みます。

8-2-2 夜間でも安心して市内を通行できるようにします。

- ・まちづくり防犯グループ等を通じて、夜間通行不安箇所に関するニーズを把握します。
- ・公益灯の補修，新設，容量変更による照度アップなどを継続して実施し，夜間通行不安箇所の減少を目指します。

3 市民に望むこと

- ◇ 危険な場所や時間帯の回避
- ◇ 地域を自分たちで守っていく活動への参加

まちづくりの目標 9

まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている

阪神・淡路大震災の教訓として、広範囲な災害時には行政だけでは救助活動などの手が回らないことを学びました。地域での救助活動は日頃の地域の力が現れます。そのため、数多くの自主防災組織が結成され、防火水槽や防災倉庫の整備も進むなど、震災の教訓を生かした取組が進んでいます。

その一方で、それらの資源や情報を有効に活用し、万が一のときに的確に行動できる体制づくりが課題となっています。

そのためには、一人ひとりが身の安全を確保できることに加え、自分自身もまちの防災力の一部であることを自覚し、地域の中で協力し合いながらまち自体が災害に強くなっていることが重要であると考えます。

【関連する計画等】

- 地域防災計画（毎年更新）
- 水防計画（毎年更新）
- 国民保護計画（平成 19 年 3 月策定）
- 耐震改修促進計画（平成 20～27 年度）

施策目標 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

1 課題認識と取組の方向性

災害など万が一のときに的確に行動ができるためには、それぞれの家庭や地域で実際に活動できるように日頃から備えておくことが求められます。

そのためには、一人ひとりが自分の身は自分で守れるよう日頃から心がけ、地域においても被害を最小限に抑える活動や災害時要援護者を支援できる仕組みを整えておくことが重要です。また、災害の経験や教訓を風化させることなく、次の世代へ様々な場で語り継いでいくことも防災力を高めるために欠かせません。

また、行政においても、火災や交通事故などの日常起こりうる災害に対する消防・救急救助体制の充実を図ることと、地震等の大規模な自然災害に対する防災体制を充実させておくことが重要であると考えます。

2 具体的な施策

9-1-1 災害時に地域の人たちが自主的に行動できるための活動を促進します。

- ・一人ひとりの防災意識を高めるための周知・啓発に努めます。
- ・災害時に様々な伝達手段を活用し、正確な情報を発信します。
- ・防災訓練の実施などにより、災害時に備えます。
- ・災害時に要援護者を地域の人たちで支援できる仕組みづくりを進めます。
- ・災害の経験や教訓を風化させることなく次の世代へ語り継ぐ活動を促進します。

9-1-2 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。

- ・統合型発信地表示システムの導入などにより、現場到着時間の短縮を目指します。
- ・消防車両の更新や救急救命士の育成、消防団との連携強化などにより、総合的な消防体制の強化を図ります。

9-1-3 大規模な災害に対応できる体制を充実させます。

- ・地域防災計画を見直します。
- ・災害時相互応援協定を強化するため、広域的な連携を推進します。
- ・備蓄内容の充実を図ります。

3 市民に望むこと

- ◇ 防災訓練など地域における防災活動への積極的な参加
- ◇ 住宅用火災警報器の設置
- ◇ 的確な 119 番通報
- ◇ 消防団への入団

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

1 課題認識と取組の方向性

地震などの災害からわたしたちのまちを守っていくためには、すべての建物等が災害に強くなっていることが求められます。

そのためには、住宅などの建物や上下水道などの都市基盤施設の防災・減災機能を向上させ、災害に強いまちにしていくことが重要であると考えます。

2 具体的な施策

9-2-1 住宅などの防災・減災機能の向上を促進します。

- ・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策を広く自治会等に周知するなど、住宅の耐震化率を向上させる取組を推進します。

9-2-2 建物や施設の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

- ・既存の防災施設・設備の整備点検を実施し、機能を維持していきます。
- ・市有建築物について順次耐震化を進めます。
- ・上下水道の老朽施設の更新工事を継続的に行うことにより、耐震化を図り安全性を確保します。
- ・浸水被害の軽減に努めます。
- ・地震や風水害、豪雨などの事象を想定し、水道施設のバックアップ機能の充実を図ります。

3 市民に望むこと

- ◇ 建築物の耐震診断や、耐震改修
- ◇ フェニックス共済への加入

第3章 人々のまちを大切に作る心や暮らし方を まちなみにつなげる

【目標体系図】



まちづくりの目標 10

花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

かつての芦屋らしさの代表とされた庭園のある大邸宅がマンションへと変わってきたことで芦屋のまちなみは変化しています。失われたものを取り戻すことはできませんが、まちなかに花や豊かな緑があることでまちなみのゆとりを再生できると考えます。

そのためには、芦屋川や宮川、東西南北の道を緑でつなぎ、市内に点在する池や公園、広場、住宅などで人々が花を植え、緑を育て、手入れすることで地域への愛着を深め、六甲の山並みと調和した庭園都市として継承していくことが重要であると考えます。

【関連する計画等】

森林整備計画（平成 19～28 年度）

緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）（平成 19～32 年度）

都市景観形成基本計画（平成 8 年策定）

景観計画（平成 23 年度策定予定）

第 2 次環境計画（平成 17～26 年度）

施策目標 10-1

自然と緑を守り、創(つくり)、育てる文化を継承している

1 課題認識と取組の方向性

美しいまちなみを形成していくためには、今ある芦屋の自然と緑を守り、創(つくり)、育てるとともに、まちなかも花と緑でいっぱいにし、まちが自然と調和していることが求められます。

そのためには、それぞれの家の周りや、公園、広場などの公共空間に花を植え、緑を育て、みんなで手入れすることでまちなかが花と緑で彩られていくことや、市内の道路や河川沿いの緑を増やして「緑の軸」を形成し、六甲の山並みや芦屋川、宮川などの水辺を身近に感じることができる機会を設け、自然と触れ合うことによって芦屋の自然を大切に育てる心を育てる文化が形成され、次の世代へ継承していくことが重要であると考えます。

2 具体的な施策

10-1-1 まちなかを花と緑で彩り、道路や河川沿いを「緑の軸」として形成します。

- ・市内を花と緑でいっぱいにする活動を促進します。
- ・公共空間の花と緑を守り育てます。
- ・主要な道路や河川沿いの緑を守り育てます。
- ・緑ゆたかな「緑の保全地区」を守り、発展させていきます。
- ・緑ゆたかな環境を与える保護樹等の更なる指定により緑を大切に保護していきます。

10-1-2 芦屋の自然と安全に親しむことができる環境を保全します。

- ・芦屋川は市民の憩いと潤いを与える川に、宮川は多自然型の川を目指し、人々に親しまれる水辺空間の保全について引き続き県に求めていきます。
- ・山歩きを楽しめる環境を保全します。

3 市民に望むこと

- ◇ オープンガーデンへの参加
- ◇ 花と緑のコンクールへの応募
- ◇ 地域での花壇活動への参加
- ◇ 住宅等の生垣や石積みの保全
- ◇ 保護樹，保護樹林指定への協力

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

1 課題認識と取組の方向性

土地の細分化やマンション化が進み景観が変わりつつある芦屋のまちなみについて，行政だけでなくみんなで考えていくことが求められています。

そのためには，マンションなどの大規模建築物や屋外広告物を含む工作物についても周辺の景観と調和した美しいまちなみを保全し，育成することが重要であると考えます。

2 具体的な施策

10-2-1 芦屋らしい美しい景観となるよう景観誘導施策を進めていきます。

- ・ 芦屋川周辺や南芦屋浜の景観地区の指定を進めていきます。
- ・ 景観行政団体となり，芦屋市屋外広告物条例を策定し，広告物も含めた総合的な景観行政を行います。
- ・ 地域ごとにその地域に合ったまちづくりを進めるため，地区計画を推進します。

3 市民に望むこと

- ◇ 景観地区についての理解と協力
- ◇ 景観協定，景観整備機構の指定への協力

まちづくりの目標 11

清潔なまちで環境にやさしい暮らしが広がっている

美しいまちなみを守り、お互いが不快な思いをせずに暮らすためには、ごみの散乱やポイ捨て、落書きなどが無いことが基本です。

また、世界規模で問題となっている地球温暖化についても、環境にやさしい暮らし方が求められています。

清潔なまちで環境にやさしい暮らしが広がるためには、一人ひとりがマナーを守ること、まちを汚しにくい雰囲気にするのと、緑を増やすだけでなく、地球温暖化を止める暮らし方を意識して行うことも重要であると考えます。

【関連する計画等】

第2次環境計画（平成17～26年度）

環境保全率先実行計画（あしやエコオフィスプラン）（平成18～22年度）

一般廃棄物処理基本計画（平成17～26年度）

分別収集計画（平成20～24年度）

芦屋処理区合流式下水道緊急改善計画（平成21～25年度）

施策目標 11-1

清潔なまちづくりが進んでいる

1 課題認識と取組の方向性

美しいまちなみを形成するためには、花と緑でいっぱいにするだけでなく、まちを清潔に保ち、不快な思いをせずに生活できることも求められています。

そのためには、一人ひとりのマナーが向上し、ごみの散乱やポイ捨て、落書きなど他人の迷惑になるような行為ができないようなまちの雰囲気にしていくことが重要であると考えます。

2 具体的な施策

11-1-1 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（通称：市民マナー条例）の周知、啓発に努めるなど清潔なまちづくりを進めます。

- ・市内公共施設における受動喫煙防止対策として、禁煙を推進します。
- ・清潔で安全・快適な生活環境の確保を図るため、市民マナー条例の充実を検討します。
- ・市内の生活環境向上のため美化運動を推進します。

3 市民に望むこと

- ◇ 地域のマナーは地域で守るとの視点に立った行動や周囲への啓発
- ◇ 市内公共施設管理者や公共交通機関事業者による受動喫煙防止対策

施策目標 11-2 環境に配慮したまちづくりが進んでいる

1 課題認識と取組の方向性

近年、地球温暖化などの環境問題が深刻になっており、本市においてもさらに取り組んでいくことが求められています。

そのためには、ごみの減量化、再資源化及び太陽光発電などの省エネルギーの推進など、日頃から環境への負荷の低減に配慮した環境にやさしいまちづくりを進めていくことが重要であると考えます。

2 具体的な施策

11-2-1 省エネルギーやリサイクルの推進など環境に配慮した生活ができるよう周知，啓発に努めます。

- ・住宅用太陽光発電など、省エネルギー設備等について国、県等の動向を見ながら普及促進に努めます。
- ・廃棄物のリデュース・リユース・リサイクルの推進に取り組みます。
- ・身近な題材をテーマに楽しく環境について学習できる事業を継続して実施します。

11-2-2 適切な廃棄物の処理や公共用水域の水質保全などの環境に配慮した取組を推進します。

- ・公共用水域の水質保全に努めます。
- ・環境への負荷が少ない適切な廃棄物の処理を行います。

3 市民に望むこと

- ◇省エネ意識をもった生活
- ◇環境負荷の少ない設備の設置
- ◇環境負荷の少ない製品の購入，利用
- ◇建物の新築・増改築時における雨水浸透施設の設置
- ◇分別排出の徹底
- ◇生ごみの水切り

まちづくりの目標 12

交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が移動しやすくなっている

本市は、大阪市と神戸市の中間に位置し、交通の利便性と住宅地としての都市機能については評価が高いものとなっていますが、市域が南北に細長く北から南への傾斜があります。また、市内には比較的幅のある道路には歩道が整備されていますが、道幅が狭いため歩道を設置することが困難な場所も多くあります。

歩行者が安心して道を歩けるためには、歩道や交通安全施設の整備だけではなく、自動車や自転車などに乗る人が交通ルールを守り、歩行者優先に心がけ、歩行者自身も同じように他の通行者に気遣うことも必要です。

また、移動手段を持たない人でも気軽に安心して市内を移動できる対策が必要となっています。

そのためには、道路はみんなのものであるという意識を持ち、他の利用者を思いやった使い方を当たり前にしていくことや、安心して移動できるよう公共施設などがバリアフリー化されるとともに、市内の公共交通機関等が利用しやすくなっていることが重要であると考えます。

【関連する計画等】

- 交通バリアフリー基本構想（平成 19 年 4 月策定）
- 交通安全実施計画（平成 23 年度改訂予定）

施策目標 12-1 交通安全に関する意識が高まっている

1 課題認識と取組の方向性

道路を利用し安全に市内を移動できるようになるためには、道路を利用する人全員が交通ルールを守り、お互いに配慮し、気持ちよく利用できるよう交通マナーの向上が求められます。

そのためには、自動車や自転車などに乗る人と歩行者一人ひとりが交通ルールとマナーを守っていることが重要であると考えます。

2 具体的な施策

12-1-1 交通に関するルールとマナーの周知、啓発に努めます。

- ・チャイルドシートの着用など、子どもを交通事故から守るための周知、啓発に努めます。
- ・子どもたちや高齢者を対象に交通安全教室を開催します。
- ・自転車の交通ルールとマナーについて街頭指導を行い、周知、啓発に努めます。

3 市民に望むこと

- ◇ 交通ルールとマナーの順守

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

1 課題認識と取組の方向性

年齢や障がいのあるなしに関わらず、誰もがどこでも気軽に安心して移動できるためには、道路や建物などがバリアフリーとなっていることが求められます。

そのためには、道路や公園などの公共空間や様々な人が利用する建物などのバリアフリー化が進んでいることが重要であると考えます。

2 具体的な施策

12-2-1 道路や公園などの公共空間のバリアフリー化を進めます。

- ・歩道設置路線のバリアフリー化を進めます。
- ・公園施設のバリアフリー化を進めます。
- ・市役所周辺のバリアフリー化について検討します。

12-2-2 様々な人が利用する建物のバリアフリー化を推進、促進します。

- ・公共施設のバリアフリー化を進めます。
- ・ソフト面では、「ユニバーサル社会づくり推進地区」内の店舗や医療施設等の高齢者や障がい者などが利用する施設のバリアフリー化改修工事の補助制度を周知し、県と連携し支援します。

3 市民に望むこと

- ◇ 点字ブロックなどのバリアフリー設備の使用を妨げないこと

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

1 課題認識と取組の方向性

移動手段を持たない人でも快適な暮らしができるためには、市内を安全かつ快適に移動できていることが求められます。

そのためには、みんなが快適に移動できるよう道路や交通安全施設が適切に整備・維持管理されており、バスや鉄道といった公共交通機関が利用しやすくなっていることが重要であると考えます。また、自動車や自転車に乗る人の利便性が向上するために、市内の店舗や鉄道駅周辺の駐車場や駐輪場が利用しやすくなっていることも重要であると考えます。

2 具体的な施策

12-3-1 道路や交通安全施設の整備・維持管理を適切に行います。

- ・道路、橋梁等を計画に基づき修繕、整備します。

12-3-2 公共交通や道路網を含めた市内交通の円滑化に向けて取り組みます。

- ・バス運行の改善や利便性の向上について関係機関と協議します。
- ・山手幹線開通後の環境への影響や周辺道路の交通量の実態を把握し、安全かつ円滑な交通処理の実現に向け対策を検討します。
- ・社会情勢等の変化を踏まえ、未整備の都市計画道路のあり方について研究します。

12-3-3 店舗や駅周辺での違法駐車や違法駐輪を減らす取組を進めます。

- ・ 現況自転車駐車場施設改良等による収容台数増加を検討します。
- ・ 駅周辺の放置禁止区域における違法自転車等の撤去作業を継続して実施します。

3 市民に望むこと

- ◇ 駐車場や駐輪場の利用

まちづくりの目標 13

充実した都市の機能が快適な暮らしを支えている

本市では、高度経済成長期に大量に整備された住宅都市としての都市基盤が老朽化してきています。また、道路や鉄道駅周辺の一部には、利用しにくいところもあります。

また、環境対策などにも対応した住宅都市としての機能を確保し、快適な暮らしを支えていく必要があります。

さらに、住宅都市として良好な住環境を維持することや快適な暮らしを守るため、身近なところで買い物などができるよう商業機能の充実を促進する必要があります。

快適な暮らしのためには、良好な住環境と都市としての機能が適切に維持管理されていることに加え、商業についても活性化を図り、利便性を高めることが重要であると考えます。

【関連する計画等】

- 都市計画マスタープラン（平成 17～32 年度）
- 住宅マスタープラン（住生活基本計画）（平成 20～29 年度）
- 市営住宅等ストック総合活用計画（平成 22～41 年度）
- 水道施設整備計画（平成 18～41 年度）
- 芦屋処理区合流式下水道緊急改善計画（平成 21～25 年度）
- 公共下水道事業計画（平成 23～28 年度）
- 下水道中期ビジョン（平成 22 年度策定）

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

1 課題認識と取組の方向性

芦屋らしい美しい景観のためには住宅は大きな要素であり、周辺の景観に調和していることが求められます。また、豊かな住生活を確保するためには、良質なすまいづくりとともに、耐震改修やバリアフリー改修等の住宅リフォームを促進することが求められています。

そのためには、良好な住環境の形成と良質な住宅供給を促進し、住宅の維持管理や改善に向けた相談体制や情報提供の充実などが重要であると考えます。

2 具体的な施策

13-1-1 良好な住環境の形成と良質な住宅供給を促進します。

- ・緑ゆたかな住宅景観の継承と、より魅力ある都市景観の創造を図ります。
- ・住みよいまちづくり条例等に基づいて良好な住環境の保全・育成に努め、良質な住宅供給を促進します。

13-1-2 住宅の維持管理や改善に向けた相談や情報提供に努めます。

- ・総合的な住宅相談窓口を設置し、バリアフリー化や耐震化等の住宅リフォームの促進を支援します。
- ・既存マンションの良好な維持管理や改善等の課題解決に向けた、マンション管理組合の情報交換・共有の場づくりを支援します。

13-1-3 市営住宅等の耐震化やバリアフリー化等を進め、ストックの維持管理を適切に行います。

- ・市営住宅等ストック総合活用計画に基づき、市営住宅等の耐震化やバリアフリー化を進めます。

3 市民に望むこと

- ◇ 良好な住環境の形成への理解と協力
- ◇ マンション管理組合の理解と協力
- ◇ 市営住宅の建替等についての入居者の理解と協力

施策目標 13-2 都市の機能が充実している

1 課題認識と取組の方向性

快適な暮らしを支えていくためには、都市施設が適切に整備・維持管理され、都市の機能が充実していることが求められます。

そのためには、都市施設が快適に利用できるよう計画的に改良や維持管理が行われていることや、駅前広場などの駅周辺の交通機能の充実を図っていくことが重要であると考えます。

3 具体的な施策

13-2-1 都市施設の整備・維持管理を適切に行います。

- ・市が保有する建築物に関する情報をデータベース化し、保全計画を策定します。
- ・水道の老朽管路の更新を計画的に行っていきます。
- ・下水道長寿命化計画を策定し、下水道施設の改築、更新を行っていきます。
- ・公園施設について長寿命化計画に基づき維持管理していきます。

13-2-2 駅周辺の交通機能を高めるための取組を検討します。

- ・JR芦屋駅南地区まちづくり計画案を検討します。

3 市民に望むこと

- ◇ 面的整備の対象地区内地権者の理解と協力
- ◇ 面的整備の対象地区のまちづくりへの参画

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

1 課題認識と取組の方向性

本市は住宅都市として発展してきました。住んでいる人が快適に生活するためには、まちの商業が活性化していることが求められています。

にぎわいのある活気あるまちづくりを進めていくためには、商業環境を充実させ、魅力ある商店街づくりを推進し、市内商業を活性化させて市民の利便性を向上することが重要であると考えます。

2 具体的な施策

13-3-1 魅力ある商店街づくりを推進し、生活の利便性の向上を目指します。

- ・商店街の活性化対策を支援します。
- ・安全で快適な商業環境を目指し、商業施設の整備を支援します。

13-3-2 市民の利便性の向上のため、商業・業務施設の立地を検討します。

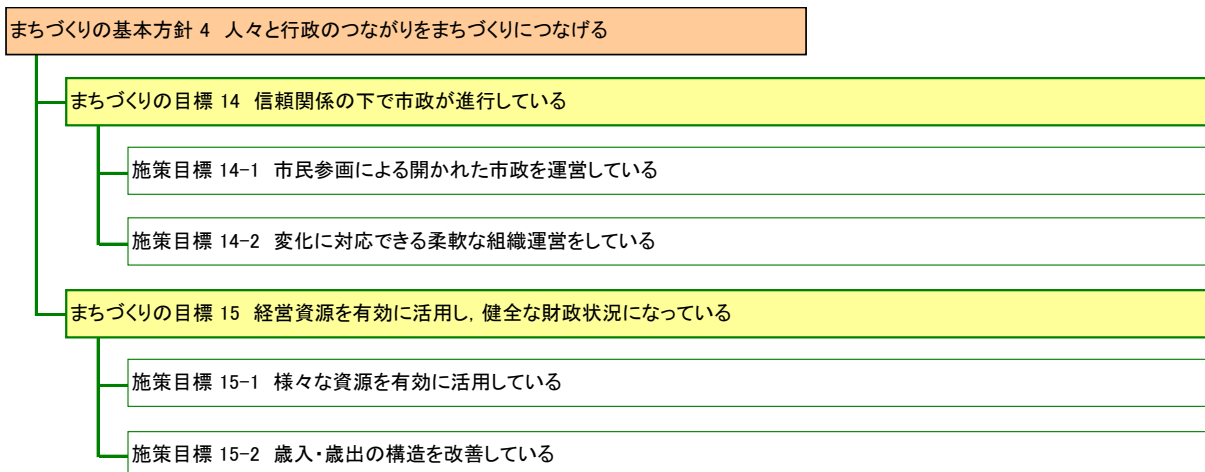
- ・JR芦屋駅南地区のまちづくりの中で商業サービスのあり方を検討します。

3 市民に望むこと

- ◇身近な商店街の利用

第4章 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

【目標体系図】



まちづくりの目標 14

信頼関係の下で市政が進行している

行政の役割は、市民が何を求めているかを問いかけながら取り組むことを明らかにしていくことです。

市民と行政が地域の現状と課題を共有し、まちづくりを着実に進めるため、お互いが理解し合い、信頼関係を構築することが必要です。

そのためには、行政として何をどのようにしようとしているのかを発信し、市民と行政が共に考える機会を増やし、確実な成果につなげていくことが重要であると考えます。

【関連する計画等】

情報提供の推進に関する指針（平成 17 年 9 月策定）

附属機関等の設置等に関する指針（平成 16 年 7 月策定）

人材育成基本方針（平成 17 年 3 月策定）

危機管理指針（平成 18 年 8 月策定）

施策目標 14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

1 課題認識と取組の方向性

信頼関係の下で市政が進行するには、常に市民に開かれた市政運営が求められます。

そのためには、市政に関する情報が適時に適切な方法でわかりやすく発信され、市民が市政に積極的に参加していることに加え、市政が常に市民目線で見直され、改善し続けていることが重要であると考えます。

2 具体的な施策

14-1-1 市政に関する情報を適時に適切な方法でわかりやすく発信します。

- ・ 市政に関する情報を適時にわかりやすく発信します。
- ・ 情報提供の推進に関する指針に基づき、情報提供の充実に努めます。

14-1-2 市民参画の機会の充実に努めます。

- ・ パブリックコメントでの意見募集や市民委員への参画など市民参画協働の仕組みを、時代に合うように市民と協働で見直します。

14-1-3 総合計画を市民参加で進行管理し、施策を市民目線で改善し続けます。

- ・ 施策評価に基づいた事業計画を作成するサイクルを確立します。
- ・ 市民参加の施策評価を定着させ、市民が参加する計画の進行管理を行います。

3 市民に望むこと

- ◇ 市政に関する情報の積極的な利用
- ◇ 市民参画の機会への積極的な参加

施策目標 14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

1 課題認識と取組の方向性

行政への信頼を安定したものにしていくためには、公正の確保や法令順守、個人情報の保護などを確実にいき、市民からの信頼を損ねることなく市政を行い、変化に対応できる柔軟な組織運営をしていくことが求められます。

そのためには、職員一人ひとりが持てる力を十分に発揮することに加え、常に広い視野で横の連携を意識し、組織として柔軟かつ迅速に対応していることが重要であると考えます。

2 具体的な施策

14-2-1 職員一人ひとりが公正の確保、法令順守はもとより、危機管理意識の醸成を図りながら確実な組織運営を行います。

- ・適正かつ確実な個人情報保護に努めます。
- ・適正な情報公開制度の運用に努めます。
- ・職員の危機管理意識の醸成を促進します。
- ・職員の法務能力向上のための取組を進めます。
- ・市民からの意見等の情報共有化の仕組みづくりを行います。

14-2-2 職員一人ひとりが能力の向上に努め、組織として行政サービスの向上を目指します。

- ・人材育成基本方針に基づく実施計画など、職員の意識改革、資質向上、能力開発に関する取組を推進します。
- ・人事評価制度の導入を図り、適正な処遇や人材育成等に努めます。

14-2-3 職員一人ひとりが横の連携を常に意識し、組織として柔軟かつ迅速に対応します。

- ・組織横断的な課題解決ができるよう複数の課の連絡調整など関連分野との連携を重視した柔軟かつ横断的な組織運営に努めます。
- ・市民からの問い合わせや窓口業務などにおいては、全ての人に優しく迅速な対応を心がけるとともに、適切な部署への案内などサービスの充実に努めます。

3 市民に望むこと

- ◇ 市民から見た行政の改善点の提案

まちづくりの目標 15

経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている

阪神・淡路大震災の復旧・復興事業による多額の市債残高は、行財政改革の取組などによって着実に減少しているものの、用途が決まっていて裁量の余地のない予算の割合が高いことから弾力性に乏しい財政構造となっています。

また、本市においても、生産年齢人口の減少や、社会保障費の増大などへの対応が必要となっています。

財政健全化のためには、芦屋の資源を最大限に活用し効率的な行財政運営を行い、早期に健全な財政状況への転換を図ることが重要であると考えます。

【関連する計画等】

第3次行政改革大綱（基本計画）（平成12年11月策定）

行政改革基本計画（平成19～23年度）

行政改革実施計画（平成19～23年度）

長期財政収支見込み（毎年更新）

新地方公会計制度による財務書類（毎年更新）

施策目標 15-1

様々な資源を有効に活用している

1 課題認識と取組の方向性

限られた資源の中でまちづくりを進めていくためには、芦屋のまちの個性や魅力、人材をも含めた様々な資源を最大限に活用していくことが求められます。

そのためには、芦屋の個性や魅力を生かしさらに高め、民間の力を有効に取り込み、保有する資源を有効に活用することが重要であると考えます。

2 具体的な施策

15-1-1 芦屋の個性や魅力をさらに高めるまちづくりを進めます。

- ・快適で住みよいまちづくりを進め、住んでみたいまち・芦屋を目指します。

15-1-2 民間の力を有効に取り込み、行政の活力の向上を目指します。

- ・民間の創意工夫が発揮しやすい分野では、民間の力を活用してより付加価値のある公共サービスの提供に取り組みます。
- ・民間も含めた資産を活用した効率的な公共サービスの提供を検討します。
- ・大学等との連携の拡大を検討します。

15-1-3 保有する施設や土地などの資産を有効に活用します。

- ・貸付や売却など保有する資産を有効に活用します。

3 市民に望むこと

- ◇ 芦屋の個性や魅力を生かした住宅地と調和した事業の展開

施策目標 15-2 歳入・歳出の構造を改善している**1 課題認識と取組の方向性**

本市の財政状況は、震災の復旧・復興事業による多額の市債の償還が財政を圧迫し、基金を取り崩して収支のバランスを保っている状況であり、早期の収支構造の改善が必要です。

そのためには、市としての仕事や役割を検証しながら公共サービスの再構築に取り組むとともに、様々な課題を解決しながら、歳入を確保し、歳出を削減して収支構造を改善していくことが重要であると考えます。

2 具体的な施策

15-2-1 本来、市として果たすべき仕事や役割を検証し、公共サービスの再構築に取り組めます。

- ・行政の責任と役割を再点検し、新しい市民ニーズに対応した事業に経営資源を振り替えていくなど、公共サービスの再構築に取り組めます。

15-2-2 財政健全化のための取組を進めます。

- ・公平性の観点から受益者負担の適正化及び債権管理等を確実に行います。
- ・簡素で効率的な行政運営を目指し、行財政改革を進めます。
- ・市債残高を計画的に減少させることで財政指標の改善を図り、財政の早期健全化を進めます。

3 市民に望むこと

- ◇ 財政状況への関心と理解

